

ひらつかの環境

令和3年度 環境年次報告書



平塚市

平塚市の環境行政の推進に御協力いただいております関係各位に対しまして、深く感謝を申し上げます。

この冊子は、令和3年度の本市の環境の現状と環境保全に向けて講じた施策を中心にまとめたものです。本書を御活用いただくことで、環境への関心と理解をより深めていただくとともに、本市の環境保全及び創造に向けた具体的な行動へのきっかけとなれば幸いです。

令和5年(2023年)3月

平 塚 市

【絵表紙】 令和3年度ひらつか環境ポスターコンクール 最優秀賞作品

左上	小学生高学年の部「自然がなくなると人間もなくなります」	南原小学校	黒田 凜空さん
右上	中学生の部「世界の違い」	浜岳中学校	幡井 ゆりんさん
下	小学生低学年の部「海の生きものをまもるぞ！」	みずほ小学校	中根 永翔さん

目 次

第1部 平塚市の環境政策

- 1 平塚市環境基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 平塚市の率先行動の取組
 - (1)再生可能エネルギーの導入・・・・・・・・・・8
 - (2)環境マネジメントシステム・・・・・・・・・・9

第2部 環境の現状と市の取組

- 第1章 生活環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 1 生活環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組・・・・・・・・19
- 第2章 自然環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 1 自然環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組・・・・・・・・22
- 第3章 都市環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - 1 都市環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - 2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組・・・・27
- 第4章 地球環境分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
 - 1 地球環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
 - 2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組・・・・・・・・36
- 第5章 環境保全活動等・・・・・・・・・・・・・・・・41
 - 1 環境保全活動等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・41
 - 2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組・・・・41

第3部 令和3年度環境基本計画事業実績及び評価

1 評価基準	50
2 施策分野ごとの評価	51
3 計画全体の評価	56
4 個別施策ごとの事業実績及び評価	57
(1)生活環境分野	57
(2)自然環境分野	60
(3)都市環境分野	66
(4)地球環境分野	72
(5)環境保全活動等	76

第4部 環境審議会評価

1 平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度) の進捗状況に係る点検結果	80
2 平塚市環境審議会委員名簿	81

第5部 資料

1 平塚市環境基本条例	84
2 環境用語	88

第 1 部

平塚市の環境政策

1 平塚市環境基本計画

2 平塚市の率先行動の取組

1 平塚市環境基本計画

「平塚市環境基本計画」(平成29年3月策定)は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本となる計画です。この計画に基づき、平塚市では、市民・事業者・市が協働でさまざまな取組を進めています。

(1)計画期間

計画期間は、平成29年度から10年間としますが、環境問題をとりまく社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。また、施策や事業計画については、5年毎に見直しを行います。

なお、令和4年3月に中間見直しを行いました。

事業計画前期:平成29年度～平成33年度(令和3年度)

事業計画後期:令和4年度～令和8年度

(2)環境基本計画のめざすもの

ア めざすべき環境像

環境基本計画では、市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、「めざすべき環境像」を次のとおり掲げています。

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

イ 3つの基本方針

めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。そのため、計画に位置付けられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めることとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環境像の実現を図ります。

1 環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき環境の保全と創造をたゆみなく行います。

2 自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、自然と人との共生を図ります。

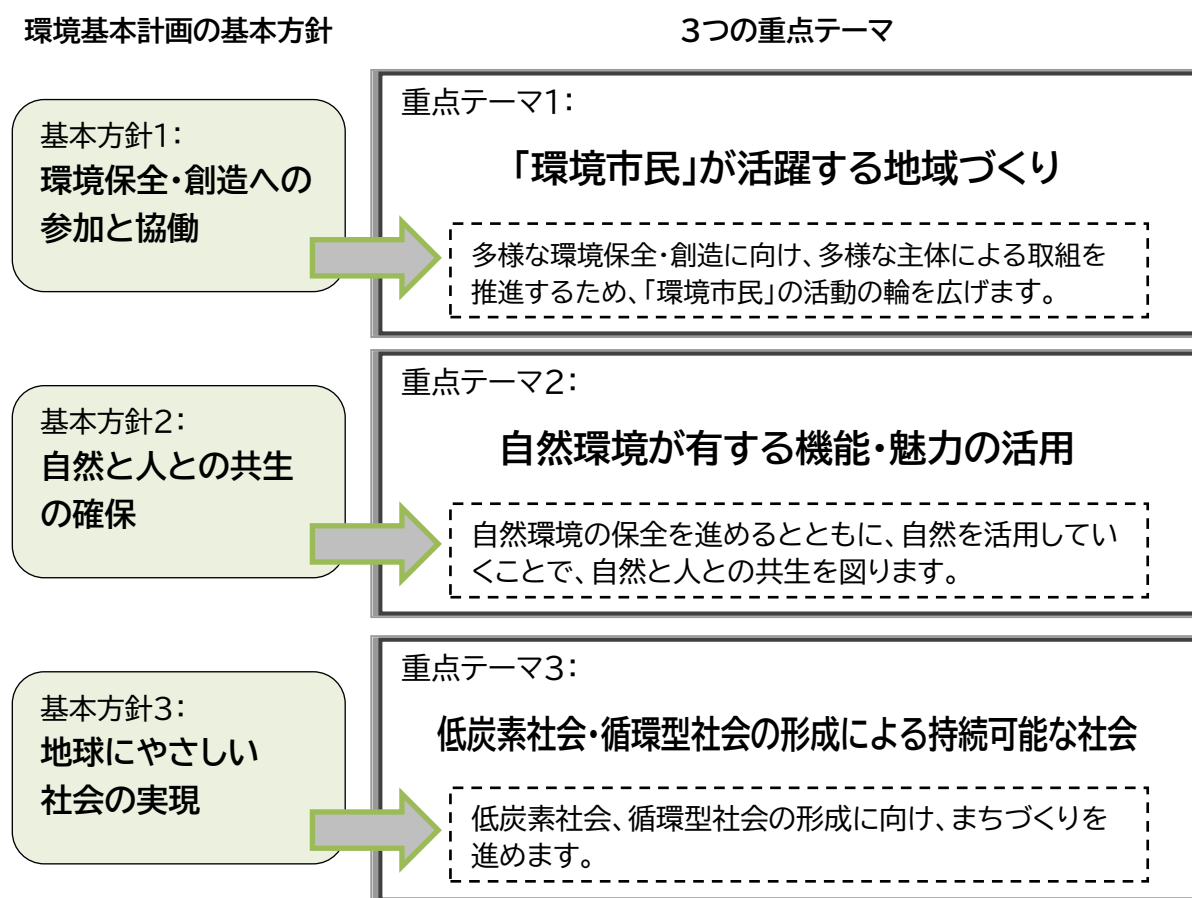
3 地球にやさしい社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、大気、水、資源などの物質循環システムの確立や低炭素社会の実現を推進します。

ウ 重点テーマ

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針に沿って、環境の保全と創造を推進していくためには、分野別の施策を、それぞれ個別に取り組むのではなく、施策どうしを連関させて庁内の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民と市、事業者と市等のように各主体が連携し、施策を総合的に推進していく必要があります。このように、施策を総合的に推進することで、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。

3つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、本市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む3つの重点テーマを設定します。



(3) 施策の体系

環境基本計画では、「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」及び「環境保全活動等」の施策を定めます。めざすべき環境像の実現を目指し、各施策は、基本方針の理念を尊重して取り組むこととします。

また、市、市民、事業者等がそれぞれ自主的かつ積極的に取り組むことで、めざすべき環境像の実現につながることから、市民・事業者等による取組についても、例示します。

分 野	施策の柱	施 策
1 安全な生活 環境を確保 します (生活環境分野)	1-1 大気環境・水環境を保全 します	・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進
	1-2 安全で快適な生活環境 を確保します	・化学物質対策の促進 ・土壌汚染・地下水汚染への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
2 自然環境を 保全・再生し ます (自然環境分野)	2-1 生物多様性を保全しま す	・生物多様性の保全対策の推進
	2-2 里山を保全・再生します	・里山の保全・再生とふれあいの推進
	2-3 水辺の自然を再生しま す	・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	2-4 農地を保全・活用します	・農業の活性化、農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進
3 快適な都市 環境を保全 ・創造します (都市環境分野)	3-1 うるおいとやすらぎの あるまちをつくります	・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	3-2 環境共生型のまちをつ くります	・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進 ・ヒートアイランド対策の推進
4 地球環境保 全へ貢献し ます (地球環境分野)	4-1 低炭素社会の実現に向 けて取り組みます	・再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の 導入促進 ・くらしや事業活動における環境への配慮の促進 ・市の事業活動における環境への配慮
	4-2 循環型社会の実現に向 けて取り組みます	・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 ・不法投棄防止対策の推進
5 市民・事業者 等による環境 保全活動を促 進します (環境保全活動等)	5-1 環境教育・環境学習を推 進します	・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実
	5-2 市民等の取組や連携を 支援します	・市民活動や企業の取組に対する支援

(4) 温室効果ガス削減目標

平成27年(2015)年にフランス・パリで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)において、平成32(2020)年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ(人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る)とする目標を掲げています。

国においては、パリ協定の採択を受けて、平成28(2016)年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、めざすべき方向として、①中期目標[平成42(2030)年度において平成25(2013)年度比26%削減]の達成に向けた取組、②長期的な目標[平成62(2050)年80%削減をめざす]を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の3つを掲げています。

本市では、このような世界・国の動きを踏まえ、低炭素社会の実現を目指し、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を設定しています。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定していません。

ア 平塚市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－

(ア) 温室効果ガス排出量の削減目標

平成38年度(2026年度)までに平塚市域における
二酸化炭素の排出量を基準年比で※18.5%削減します。
(※中間見直し後は、34.9%削減となります。)

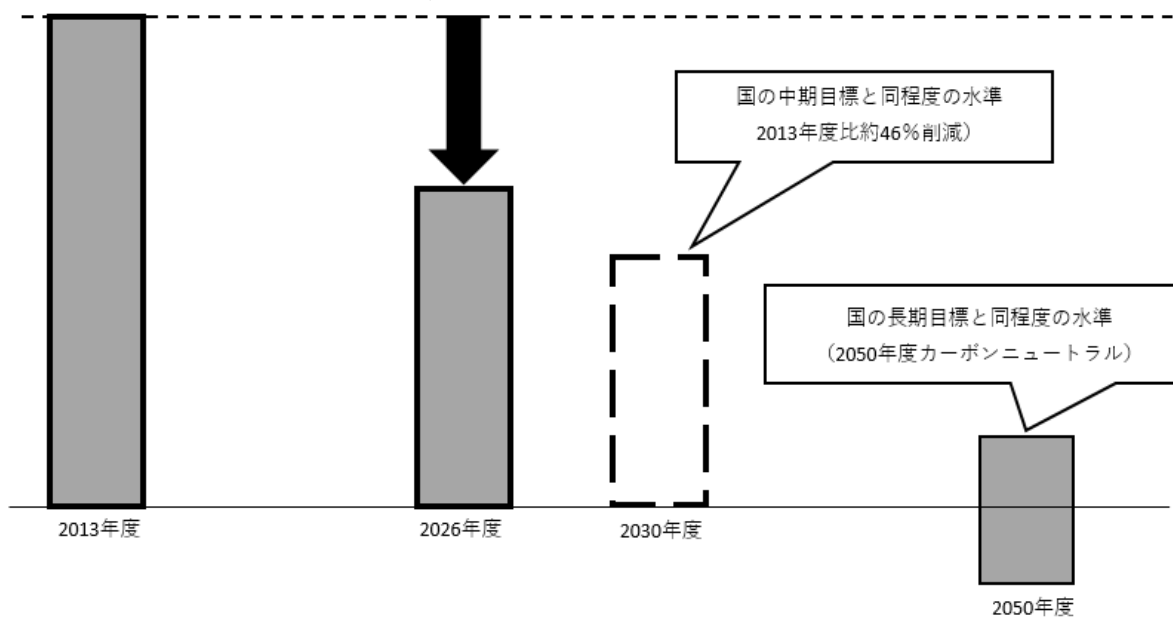


長期のめざすべき方向は
平成62年度(2050年度)までに基準年比で100%の削減です。

基準年は、平成25年度(2013年度)としています。

平塚市域の二酸化炭素排出の削減目標

本市では、国の地球温暖化対策計画の地球温暖化対策推進の基本的方向を
受けて、計画期間である2026年度における削減目標を算定しました。



※ 令和4年3月に平塚市環境基本計画の中間見直しを行い、温室効果ガス削減目標の数値を変更しました。なお、この削減目標は、令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」の数値を参考に計算しています。

イ 平塚市地球温暖化対策実行計画－事務事業編－

本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に関わる分野を事務事業編として位置付け、本市独自の環境マネジメントシステム(ひらつかエコモード)等を推進し、より一層の温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。

(ア) 温室効果ガス排出量の削減目標

平成 38 年度(2026 年度)までに全庁における二酸化炭素の排出量を
平成 25 年度(2013 年度)比で26.9%削減します。

(イ) 目標達成に向けた取組項目

重点的な取組項目	施設や設備機器の更新、新設の場合、省エネ型の建造物や設備機種を積極的に導入し、省エネルギー効果を高めることで、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、特に省エネルギー効果が期待できる取組については、計画的な更新を推進します。 1 照明に関する取組 2 OA機器や空調設備等に関する取組 3 庁用自動車に関する取組 4 環境に配慮した契約に関する取組 5 ごみ処理に関する取組 6 再生可能エネルギーに関する取組 7 建築物に関する取組
事務所等における取組項目	事務所等における取組については、「ひらつかエコモード」の運用に基づき、公共施設の管理運営における環境負荷を最小限に抑えるよう努力します。 1 資源・エネルギーの有効利用に関する取組 2 庁用自動車に関する取組 3 公共施設の整備及び管理運営に関する取組 4 廃棄物の削減についての取組 5 委託業務等に関する環境配慮の取組 6 イベント開催時の環境配慮の取組 7 業務の改善に伴う環境工夫の取組

2 平塚市の率先行動の取組

(1)再生可能エネルギーの導入

本市では、公共施設へ太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を導入しています。また、設置した太陽光発電システム等を環境教育の活きた教材として利用しています。

ア 再生可能エネルギーとは

「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっています。

イ 公共施設への新エネルギーの導入

■主な太陽光発電システム導入実績

土屋公民館	土屋1864-1	8.5 kW
ひらつかサン・ライフアリーナ	中堂246-1	4.5 kW
万田貝塚住宅2号棟・3号棟	万田493	5 kW・5.4kW
勝原小学校	高村45	2 kW
保健センター	東豊田448-3	5 kW
花水小学校	龍城ヶ丘5-62	2 kW
中原公民館	御殿2-17-38	10.8kW
西部福祉会館	公所868	5 kW
松原小学校	天沼7-10	7.5kW
太洋中学校	高浜台7-1	10.4kW
消防署大野出張所	東豊田448-3	4kW
環境事業センター	大神3230	3kW
市庁舎本館	浅間町9-1	20 kW
市民病院	南原1-19-1	10kW
消防署神田出張所	横内1018	5.76kW



市庁舎本館には太陽光パネルが設置されています。

(2)環境マネジメントシステム

平塚市環境基本条例では、市の責務のひとつとして、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に率先して努めることとしています。本市は平成 12 年 2 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証(審査登録)を取得し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成 21 年度からは、ISO14001 の運用で得られたメリットを引継ぐとともに、本市の現状と課題を踏まえた独自の環境マネジメントシステム「ひらつかエコモード」を導入しました。これによりエネルギー管理を中心とした、事業活動に伴う環境負荷の低減に組織全体で取り組んでいます。

ア 全課共通の目標(電気・ガソリン)の推進状況

令和3年度は、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)や、省エネ法の努力義務を達成するため、中長期的目標をにらんで、市役所の電気使用量やエネルギー使用に伴う CO2 排出量について「数値目標」を設定いたしました。

「数値設定目標」

電気使用量の削減

目標	令和元年度比 1.8%削減	目標達成 ×
結果	令和元年度比 0.4%増加	

エネルギーの使用に伴う CO2 排出量の削減

目標目安	前年度比 2.0%削減	目標達成 ×
結果	前年度比 0.1%削減	



エコドライブの推進

目標	燃費実績を令和2年度より向上又は維持	目標達成 ○
結果	令和2年度実績より向上	

ペーパーレス会議の推進

目標	市職員が対象の定期・定例的な会議等において、開催数の20%をペーパーレスで開催	目標達成 ○
結果	開催数の30%をペーパーレスで開催	

イ グリーン購入の推進

物品の調達において「平塚市グリーン購入調達方針」に基づきグリーン購入に取り組みました。

ウ 環境監査の取組

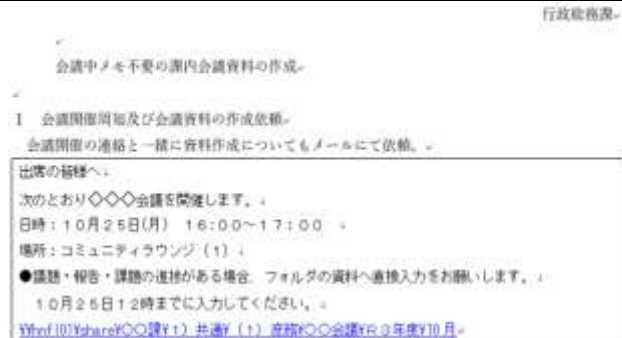
組織全体での取組水準の維持、環境配慮行動の定着を確実なものとするため、職員による環境監査（環境活動の成果等の監査、環境法令等順守状況監査）を実施しました。令和3年度は、優良事項として14件が抽出されました。その中から以下の5件を選出し、優秀事項として評価しました。

監査を行ったすべての組織において、エコモードに沿って、概ね適切な取組がなされておりましたが、是正事項は7件ありました。

《 令和３年度の優秀事項 》

行政総務課 『メモのいらない資料づくりでペーパーレス会議を推進』

ペーパーレス会議はさまざまなメリットがある一方、資料への書き込みができないことや、メモを取りにくいといった欠点があります。行政総務課では、あらかじめ説明の内容を資料に入れ、メモのいらない資料作りをし、ペーパーレス会議を推進しています。また、記録係を置き、資料から漏れた部分については事後に修正・フォローを実施しています。ペーパーレス会議の欠点を補い、利便性の向上に取り組んでいます。



行政総務課 『無記名アンケートでエコモの一般職員研修の取組状況の把握・改善を図る』

エコモード研修の一環として、率直な意見をくみあげるため無記名にて、エコモの取組状況についてのアンケート調査を実施しています。エクセルのシートで件数をカウントして実施状況を把握し、自由記述欄を設けて意見等をくみ上げています。集計結果で取り組みの定着度を確認するとともに、課題等を挙げてもらい改善につなげています。



行政総務課 『裏紙利用の電話メモ』

各課から使用済の用紙を回収し、裏紙で電話メモを作成し庁内に再配布しています。印刷室を持つ課の特性を生かした、全庁的に役立つ取組です。裏紙の有効利用と庁内全体の用紙削減にもつながっています。



秘書課 『理事者の予定表・裏紙利用』

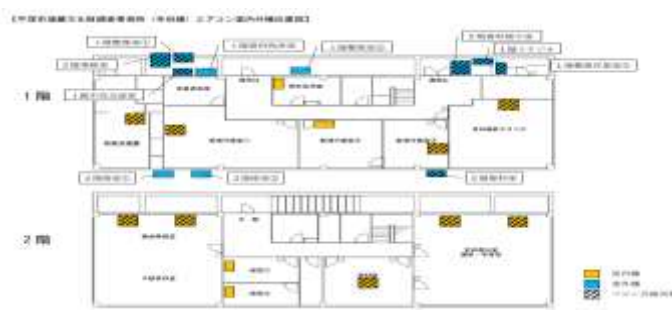
理事者の予定表をファイルサーバーで管理するようにし、印刷配布を見直すことで、紙の使用量を最低限にしています。市長・両副市長のスケジュールについて、週間予定表の印刷配布を見直すことで年間288枚の削減を見込み、日毎の予定についても、自課の裏紙BOXの利用に加え、各課から業務で届いた書類の裏紙利用することで、年間1680枚の紙の使用量の削減を見込んでいます。

社会教育課 『点検記録簿の点検月記載フォルダの作成及びデータ共有と室外機室内機の配置図作成』

簡易点検の実施予定月を記載した点検記録簿のフォルダを作成し、担当課と施設がデータ共有することで点検月の可視化を図っています。併せて 室外機室内機の配置図は、建物内外での配置が分かりやすく記載されており、フロン法対象機器の点検もれがないように工夫されていて、いずれも 適正な管理につながっていると評価できます。

社会教育課内通・00-共通・10-エコモード・フロン法【捨てるなげん】

名前	更新日時	種類	サイズ
【記念館】フロン点検履歴表PDF	2021/01/29 11:45	ファイル・フォルダ	
倉庫	2021/11/11 16:45	ファイル・フォルダ	
【記念館】R31フロン法点検履歴表(5.8月)	2021/10/08 16:16	Acrobat Acrobat Document	212 KB
【今田橋】フロン法点検履歴表(3005～R)	2021/11/08 15:04	Microsoft Word 97.	720 KB
【今田橋】フロン法点検履歴表(R306～)	2021/11/08 15:05	Microsoft Word 97.	703 KB
【今田橋】簡易点検履歴(エアコン)	2021/11/30 11:17	Microsoft Excel 7.	36 KB
【大神】簡易点検履歴(エアコン)	2021/11/30 9:27	Microsoft Excel 7.	32 KB
【大神】簡易点検履歴(エアコン)フロン法履歴	2021/11/08 13:12	Microsoft Word 97.	186 KB
※フロン法は5.8.11.2月	2021/10/22 9:20	テキストドキュメント	0 KB



第2部

環境の現状と市の取組

- 第1章** 生活環境分野
 - 1 生活環境の現状
 - 2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組
- 第2章** 自然環境分野
 - 1 自然環境の現状
 - 2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組
- 第3章** 都市環境分野
 - 1 都市環境の現状
 - 2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組
- 第4章** 地球環境分野
 - 1 地球環境の現状
 - 2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組
- 第5章** 環境保全活動等
 - 1 環境保全活動等の現状
 - 2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組

1 生活環境の現状

■「生活環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	令和3年度目標	令和3年度実績
大気汚染状況の監視測定等の実施・大気汚染に係る環境基準達成率	80%	80%

(1)大気環境

市内の測定局において、窒素酸化物(5地点)、硫黄酸化物(4地点)、浮遊粒子状物質(5地点)、一酸化炭素(1地点)、光化学オキシダント(4地点)、微小粒子状物質[PM2.5](1地点)の常時監視測定を実施しました。令和3年度の測定結果は、全地点で二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは非達成でした。

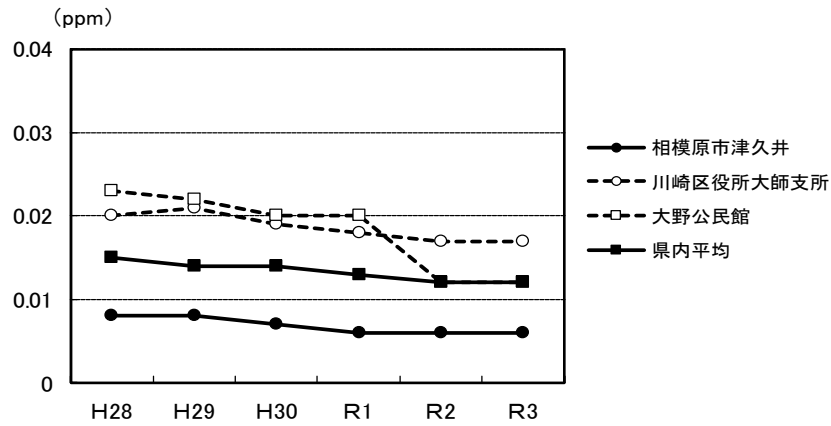
光化学オキシダントは、主に工場からの排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線による化学反応を起こして生じます。光化学オキシダント濃度の1時間値が 0.12ppm 以上となり、その状態が継続すると判断した場合に、神奈川県が光化学スモッグ注意報を発令しています。令和3年度は、湘南地域での光化学スモッグ注意報の発令回数は2回でした。(県内の発令区域は8地域に区分されています。)光化学スモッグの発生はそれらの物質の濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり、気温が高い、風が弱い、日差しが強いといった条件が重なると光化学スモッグ注意報等の発令の可能性が高くなるため、注意が必要です。

PM2.5 は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。PM2.5 の大気中の濃度が高くなると予想される場合に、神奈川県が高濃度予報を行います。令和3年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。

このほか、継続的に摂取した場合に人の健康を損なう恐れのある、有害大気汚染物質の監視を3地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、全地点で環境基準を達成しました。

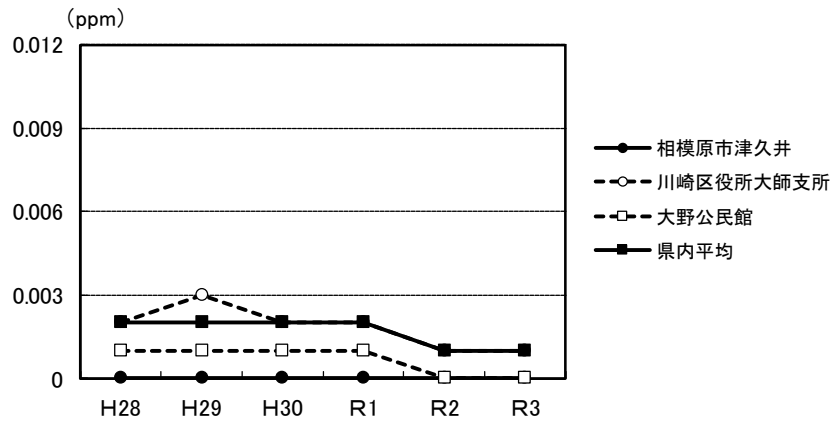
◆◆二酸化窒素濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局(注1)における年平均値)



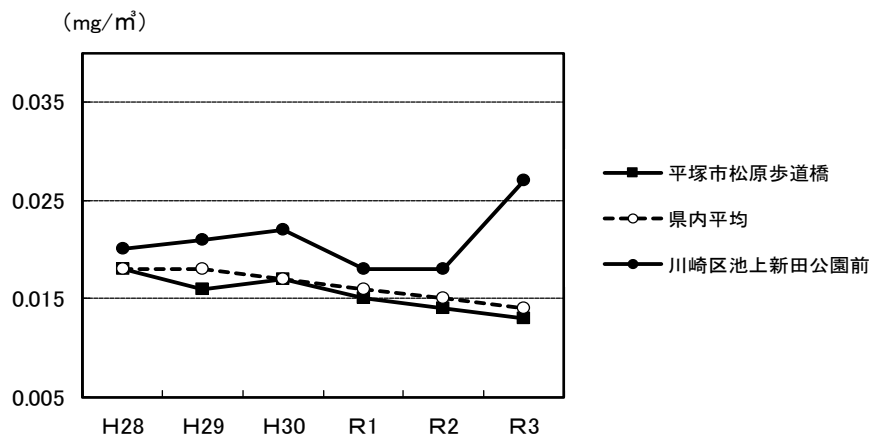
◆◆二酸化硫黄濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局における年平均値)



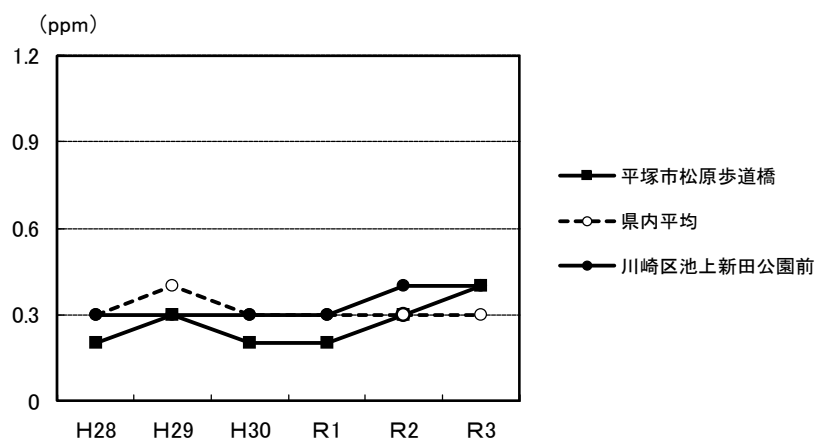
◆◆浮遊粒子状物質濃度の経年推移◆◆

(自動車排出ガス測定局(注2)における年平均値)



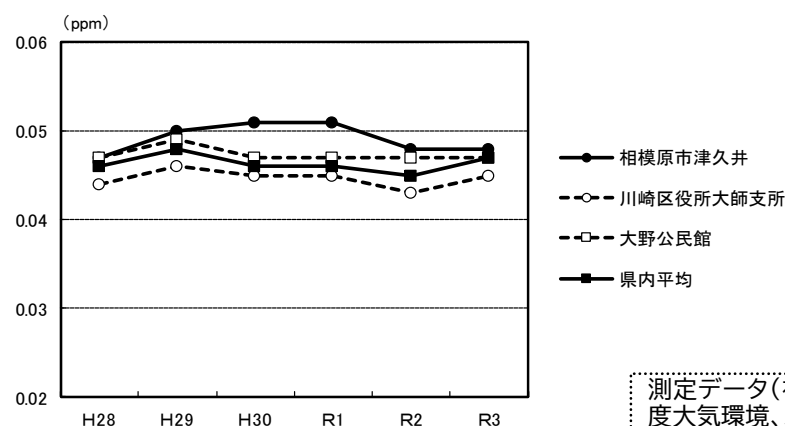
◆◆一酸化炭素濃度の経年推移◆◆

(自動車排出ガス測定局における年平均値)



◆◆光化学オキシダント濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局における昼間の日最高1時間値の年平均値)



測定データ(神奈川県):「令和3年度大気環境、水環境の状況等(記者発表資料)」から引用

(注1)一般大気環境の汚染状況を常時監視する測定局

(注2)自動車走行による大気汚染状況を常時監視するため、交差点、道路、道路端付近に設置された測定局

(2)水環境

令和3年度は、河川21地点、海域(相模湾内)1地点、地下水20地点で水質測定を実施しました。水質汚濁指標の一つである BOD(生物化学的酸素要求量)の測定結果(年平均値)は、相模川水系や金目川水系等の本川、流入排水路や流入河川の全ての地点で環境基準に適合していました。地下水は、90%の地点で環境基準値に適合していました。環境基準値を超過した地点は追跡調査を実施し、監視を続けています。また、公共用水域水質測定計画に基づき、国及び県が環境基準点で実施した水質測定のうち、本市域を流れる河川に関する BOD の令和3年度測定値(年平均値)は、全地点で環境基準値を下回っていました(18頁参照)。

(3)騒音・振動

騒音・振動については、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。

令和3年度は、自動車騒音常時監視測定を4路線7地点7区間で実施し、環境基準の達成率は、89.5～100%でした。自動車騒音・振動測定は、5路線6地点で実施し、騒音は2地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。

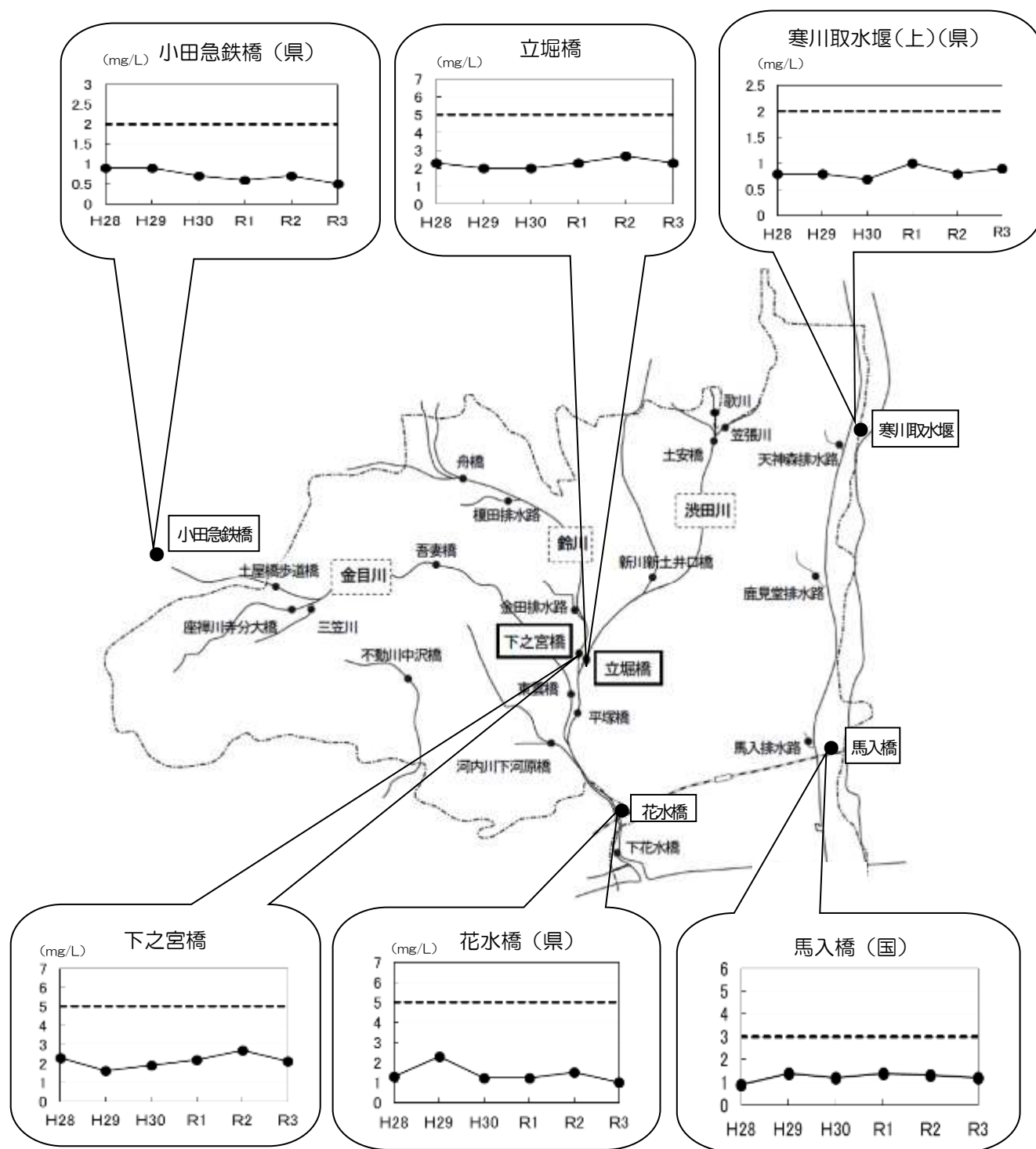
新幹線騒音・振動測定は、6地点で実施し、騒音は1地点で環境基準値以下でした。振動は6地点で勧告指針値以下でした。

(4)苦情相談

公害苦情には、屋外燃焼行為(野焼きや小型焼却炉の使用)に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や工場・事業場の機械に由来する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。

令和3年度の苦情件数は、令和2年度に比べ15件増加し、101件でした。

◆◆環境基準点等におけるBODの経年変化(年平均値)◆◆



※測定データ:「令和3年度大気環境、水環境の状況等(記者発表資料)」から引用

----- 環境基準

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/taiki-mizu-kisya/r3.html>

(注1)環境基準点及び環境補助点について、測定値を記載

(注2)「●」や「・」で表記した地点は、環境測定を実施している地点

(注3)(県)や(国)の記載がある地点以外は、すべて市が環境測定を実施

2 安全な生活環境の確保に向けた市の取組

(1)大気環境の保全対策

ア 事業活動に伴う大気汚染の防止対策

本市では、自動測定機等により、大気環境測定を実施しています。また、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。令和3年度は環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト除去工事などの立入調査・指導等を実施しました。これらの立入調査の合計件数は116件でした。

■大気常時監視測定局

1	神田小学校	田村 6-1-1
2	大野公民館	東真土 2-12-1
3	松原歩道橋	天沼 2-5
4	花水小学校	龍城ヶ丘 5-62
5	旭小学校	河内 307

イ 自動車利用に伴う大気汚染の防止対策

本市の率先行動として、庁用自動車に低公害車の導入を進めています。

(2)水環境の保全対策の推進

ア 生活排水の適正な処理

公共下水道は、衛生面や水質汚濁防止の面から都市環境整備の重要な役割を担っています。本市では、昭和 39 年に第1期工事を開始して以来、人口密集地から順次整備し、令和3年度末現在の普及率は、下水道整備区域の人口比で97%となっています。将来的に下水道計画のない区域については、農業集落排水や浄化槽で生活排水を処理します。公共下水道や農業集落排水では、水洗化を促進するため排水設備工事費の助成や個別訪問等を実施し、浄化槽では、設置及び維持管理費用の助成を行い、神奈川県が進めている「神奈川県生活排水処理施設整備構想(生活排水を100%処理することを目標とする計画)」と連動した施策を推進しています。

イ 事業活動に伴う排水の適正な処理

工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、必要に応じ指導を実施しています。

畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

(3)化学物質対策

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促進するため、化学物質の自主的な管理状況の報告を本市に提出することを義務付けています。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)による化学物質の排出量等の届出制度(PRTR)のデータ提供を神奈川県から受け、ウェブサイトにて情報提供しています。

有害性の高いダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して環境汚染状況調査を実施しています。令和3年度の大気調査は、神奈川県が平塚市博物館、本市が港小学校で実施し、全地点で環境基準を達成しました。

(4) 土壌汚染、地下水汚染への対応

土壌汚染による人の健康被害を防止するため、土壌汚染対策法が施行されています。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時や土地の区画形質の変更を実施する時には土壌調査等の実施が義務づけられています。本市では、これらの法律等に基づいた指導を行っています。また、工場・事業場の汚染浄化対策の効果確認のため、地下水調査を実施しています。

(5) 騒音・振動への対応

本市では、自動車や新幹線による騒音・振動の監視測定を行っています。また、工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。

■令和3年度自動車騒音常時監視測定地点

1	一般国道129号	幸町22
2	一般国道129号	四之宮二丁目 24
3	一般国道129号	田村六丁目23-2
4	伊勢原藤沢線	大島 992
5	伊勢原藤沢線	四之宮四丁目1
6	藤沢平塚線	田村八丁目 11
7	平塚港平塚停車場線	夕陽ヶ丘 60-44

■令和3年度自動車騒音・振動測定地点

1	県道平塚秦野線(南原)
2	一般国道1号(天沼)
3	一般国道129号(田村①)
4	県道藤沢平塚線(田村②)
5	県道平塚秦野線(南金目)
6	幹道15号吉沢土屋線(上吉沢)

■令和3年度新幹線騒音・振動測定地点

1	大神2124付近
2	豊田本郷緑地
3	豊田本郷1536付近
4	入野373付近
5	長持 155 付近
6	根坂間350付近

(6) 悪臭への対応

本市では、悪臭防止法に基づく臭気指数規制が適用されています。

悪臭の苦情があった場合は、現地調査で発生源を特定し、必要に応じて立入調査や臭気指数測定等を行いながら、事業所への指導を実施しています。

(7) 地盤沈下の防止

地盤沈下現象を把握するため、精密水準測量(水準点数 30 地点及び観測井戸2か所4地点の計 34 地点、測量延長 20.9km)及び観測井による地下水位を測定しました。また、開発事業における地下水利用の規制指導や新規に井戸を設置する場合の行政指導を実施しています。

第2章 自然環境分野

1 自然環境の現状

■「自然環境」にかかわる重点施策の進捗状況

「※」は、縮小や中止となった事業

個別施策・指標	令和3年度目標	令和3年度実績
自然についての展示、講座、観察会等の実施・参加人数	245人	168人(※)
市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進・里山保全活動の活動回数・参加人数	10回 420人	6回 126人(※)
援農ボランティアの促進・援農ボランティアのマッチング実績数	30件	0件(※)
市民農園の利用促進・市民農園の利用率	95%	95%
農業理解の促進・地産地消イベント来場者数	64,000人	0人(※)

(1)西部丘陵地域の環境

吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵地域には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されています。その一方で、人の手が入らなくなったことで里山の荒廃や、開発が進むなど、自然環境保全のための施策が必要となっています。

本市では、平成16年度と17年度の2年間にわたって西部丘陵地域の自然環境実態調査を行い、「平塚市自然環境評価書(総合評価編)」をまとめました。

さらに、令和元年度から令和3年度には、市民団体「ひらつか生物多様性推進協議会」との協働事業で、市内の自然環境を再調査し、「自然環境評価書」にまとめました。

(2)水辺の環境

平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いています。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。また、市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されている一方で、河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ・チドリ類の種類や数が激減しています。

(3)農地の環境

本市では、県内一位の収穫量を誇る稲作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。

西部丘陵地域の畑地や谷戸田、相模川・金目川・鈴川・渋田川沿いに広がる田畑は、食糧供給の場で

あるだけでなく、大気の浄化や、多様な生物のすみかとなるなど、さまざまな機能を持っています。近年は、農家の高齢化・減少、後継者不足、さらには有害鳥獣による被害等により、農地の維持が難しくなっています。また、農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等の環境に対する配慮や荒廃農地の解消など、新たな時代への対応も求められています。

2 自然環境の保全・再生に向けた市の取組

(1) 生物多様性の保全

多様な生きものが集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活しています。本市では、貴重な生きものの生息が確認されている一方で、外来種の侵入や都市化による影響など、生物多様性の低下が危惧されることから、ひらつか生物多様性推進協議会と生物調査を行い、令和3年度に「自然環境評価書」にまとめました。その結果を基礎資料として、生物多様性を保全し活用するための、平塚市生物多様性保全アクションプランを策定する予定です。

(2) 里山の自然

ア 里山保全モデル地区

里山らしさがよく残された西部丘陵地域の自然を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区に指定しました。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。

里山保全モデル地区の概要

場 所：平塚市土屋字頭無地区

面 積：10,510 m²(令和3年度末現在)の土地を地権者から市が借り受けています。

環境状況：かつて、国蝶であるオオムラサキの生息が観察されていましたが、近年発見の事例がありません。整備を続けたことで、良好な環境であることの指標となる植物がみられるようになりました。今後も継続的に整備を実施することでオオムラサキが再び生息する里山を目指します。



整備前



整備後



里山保全モデル地区

イ 里山の自然とのふれあい

市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」を開催しました。また、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「こども環境教室『里山編』」の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止しました。



里山体験フィールド

ウ 西部丘陵地域を生かしたまちづくり

本市西部地域の貴重な自然環境や地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が主催する活動と、東京農業大学が主催する地域再生研究部会フォーラムに参加を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各活動が中止となりました。

(3) 水辺の自然

ア 水辺の自然環境の保全・再生

河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。

河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。

相模川では、イシックス馬入のお花畑において、「馬入花畑の会」と協力してポピーやコスモスをはじめ季節の花を咲かせています。事業所で組織された平塚地区環境対策協議会が地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。また、市民、国、市が協働し、豊かな水辺の自然環境にふれあえる空間づくりをめざし、「馬入水辺の楽校」が運営されています。

相模湾では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。

イ 川や海とのふれあい

川や海に恵まれた本市の自然環境を生かし、川や海とのふれあいを推進しています。「馬入水辺の楽校」では、子どもたちの遊びや自然体験の場として、イベントなどが実施されています。

また、地元小学生による漁船への乗船体験を支援するなど、川や海に親しむ機会を提供しています。

(4) 農地の保全と活用

ア 農業の活性化の推進

農業者の高齢化など後継者不足が進行する中、農業の活力を維持し、優良な農地の保全を図るため、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 担い手育成事業

農業生産環境の充実を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者への支援をとおして農業経営改善計画認定推進活動を実施しています。また、「農業支援ワンストップ相談窓口」を設置し、農業者からの営農相談や、農地の貸借などの相談について関係機関が連携して、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 農地の貸し借りの促進

農業者の高齢化・担い手不足により遊休農地が増加しています。農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消を図ることを目的に、農地を貸したい・借りたいという農家双方の仲立ちをして貸し借り促進の事業を行っています。

イ 環境に配慮した農業

県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努める耕畜連携事業を実施しています。また、家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

ウ 市民と農業とのふれあい

市民農園や農業体験を通じ、市民と農業とのふれあいを促進するため、市民農園の整備を進めています。

● 市民農園整備

平成7年度から市民農園を開設し、整備を進めています。令和2年度末現在では、23園(1,150区画)を開設しています。

■ 市民農園一覧

①	岡崎土部市民農園第1	岡崎3746-1
②	田村市民農園	田村1丁目4652
③	豊田市民農園	豊田打間木620-1
④	根坂間市民農園	根坂間12-1
⑤	万田市民農園	万田833
⑥	北金目市民農園第1	北金目899
⑦	南豊田市民農園	南豊田268-1
⑧	南豊田古川市民農園	南豊田513-1
⑨	岡崎土部市民農園第2	岡崎3624-1
⑩	北金目市民農園第2	北金目896-1
⑪	北豊田市民農園	北豊田126-1
⑫	南豊田古川市民農園第2	南豊田574-1
⑬	神田地区市民農園第2	田村1丁目4629-1
⑭	東豊田市民農園	東豊田496-1
⑮	まとい市民農園	纏414
⑯	岡崎下ノ坪市民農園	岡崎55-1
⑰	千須谷市民農園	千須谷寺ノ上26-1
⑱	豊田小嶺市民農園	東豊田283
⑲	飯島市民農園	飯島54
⑳	金田市民農園マイ菜ファーム	寺田縄457-1
㉑	古沢市民農園	上古沢39
㉒	西真土市民農園	西真土4丁目836-1
㉓	小鍋島市民農園	小鍋島493-1

● ひらつか花アグリ整備・推進事業

市民が農業に親しむ場として、情報発信・直売機能、大型市民農園機能などを併せ持つ「ひらつか花アグリ」の整備を進め、平成22年1月から同年4月に順次開設しました。

開設後、県や市、花菜ガーデン及び湘南農業協同組合等で組織した「ひらつか花アグリ事業者連絡会」において、広報活動や具体的な検討・調整を行い、農業理解及び農業振興を推進する事業展開を行っています。

ひらつか花アグリ概要

ひらつか花アグリとは、園芸や農業を体感・体験できるエリアの総称です。春・秋のバラをはじめとした四季折々の花に囲まれて、園芸や農業を学ぶことができる「花菜ガーデン」、地元の新鮮野菜や果実、

平塚漁港で水揚げされた魚、地元の農作物を使ったジェラート等を販売する大型農産物直売所「あさつゆ広場」、周辺のイチゴ農家による収穫体験農園「湘南いちご狩りセンター」、農業相談ができる「農の体験・交流館」、市民農園「マイ菜ファーム」で構成されていて、エリア全体で農の魅力を発信し農業の理解促進を図っています。



エ 地産地消の促進

● 地産地消の促進

地場農水産物に関して、SNSを活用し情報発信に努めるとともに、学校給食における活用を推進しています。

学校給食では、平塚産農水産物を積極的に使用しています。平塚産農産物を使用した献立の日には、全小学校で給食配膳ワゴンにベジタポスターを掲示し、平塚産品使用をPRしました。

● 地場産業の振興

本市と湘南ひらつかふれあいマーケット出店者会との共催により開催する湘南ひらつかふれあいマーケット(朝市)等において、出店者会が、野菜・干物・惣菜・季節の花・湘南ひらつか名産品などを販売しました。

また、市内外のイベント等で湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行いました。



湘南ひらつかふれあいマーケット

第3章 都市環境分野

1 都市環境の現状

■「都市環境」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	令和3年度目標	令和3年度実績
花とみどりのまちづくりの推進・花苗の配布箇所数	40箇所	40箇所
花の名所づくり・花の名所箇所数	12箇所	11箇所
土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進・土地区画整理事業の進捗率	60%	59%
自転車通行帯の整備・平塚駅3km圏の自転車ネットワーク整備率	52%	43%
クール・タウンの普及啓発の実施・みどりのカーテンコンテスト応募者数応募件数(個人・団体)	45件	32件

(1)公園緑地

公園や緑地は、身近なところで人と自然がふれあうことができるだけでなく、災害時の一次避難場所としての位置付けなど、防災面でも重要な役割を果たします。本市の都市公園の面積は、令和4年4月1日現在 142.06ha であり、徐々に増加しています。

◆◆公園整備状況◆◆

公園種別	箇所数	面積
街区公園	219箇所	27.91ha
近隣公園	13箇所	16.33ha
総合公園	2箇所	42.59ha
運動公園	1箇所	10.04ha
風致公園	1箇所	23.94ha
墓 園	1箇所	10.40ha
都市緑地	41 箇所	8.51ha
緑 道	4 箇所	2.34ha

(2)まちの美化

快適な生活を守り、豊かで暮らしやすい社会をつくるため、平成18年10月に「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」を施行しました。この条例では、空き缶やたばこのポイ捨て、ペットのふん尿等の放置等を禁止行為とするなど、清潔なまちづくりに向けたルールを定めるとともに、市民・事業者・市の協働で取組を推進することとしています。「クリーンひらつか指導員」や「クリーンひらつか推進員」の活動を通じて条例の周知・徹底を図るとともに、地域の自主的な美化活動を促進するため、「美化推進モデル地区」を指定し、活動の支援を行っています。

2 快適な都市環境の保全・創造に向けた市の取組

(1) みどりのネットワークの形成

ア 拠点となるみどりの確保

本市では、平成 22 年 3 月に「平塚市緑の基本計画(第 2 次)」を策定しました。この計画に基づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。

公園が清潔で市民の憩いの場として機能するように、職員の管理作業や業者への業務委託により対応していますが、公園数も増加していることから、地域住民等により公園愛護会を結成していただき、地域の財産である公園への愛護活動の積極的な参加を促進しています。

イ みどりのつながりの確保

● 公共施設や地域のみどり

公共施設に緑化の推進を図るために、花苗を配布しています。また、花とみどりのモデル地区である八重咲町自治会に花苗を提供し、地域住民の理解と協力を得ながら植栽及び管理を行っています。

● 良好な樹木等の保全

身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定と平塚市保全樹木等奨励交付金制度による維持管理費に対する助成を実施しています。

■ 保全樹林等の指定状況

樹林	8 箇所	48,245.22m ²
樹木	30 箇所	52 本
生垣	4 箇所	165.20m

(2) 市民や事業者による緑化活動の支援と促進

ア 緑化に関する普及啓発

緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止しました。また、多くの人に緑化について考えてもらうため、緑化ポスターコンクールや標語コンクールを開催しています。令和 3 年度は緑化ポスターコンクールに 202 点、標語コンクールに 544 点の応募があり、ポスター作品の展示会には 582 人の来場がありました。

イ 市民の緑化活動に対する支援

みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対して花苗等の配布や助成制度等による活動支援をしています。また、地域の人たちにより自主的な清掃活動を行う公園愛護会に対して交付金による支援、総会の開催、会報誌の発行を行っています。研修会は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止しました。

ウ 事業所等における緑化

平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

(3) さわやかで清潔なまちづくりの推進

ア 美化推進モデル地区

平成18年10月に施行した「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づいた美化推進モデル地区を指定しています。この美化推進モデル地区の制度は、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容を審査した上で、その地域を美化推進モデル地区として指定し、活動内容に沿ったさまざまな支援を行う制度です。

モデル地区に指定した地域へ美化啓発用チラシの作成や清掃道具の提供などによる支援を行うとともに、地域内に設置した看板によってモラル向上を呼びかけるなど、地域の課題解決に向けた支援を行っています。

■美化推進モデル地区

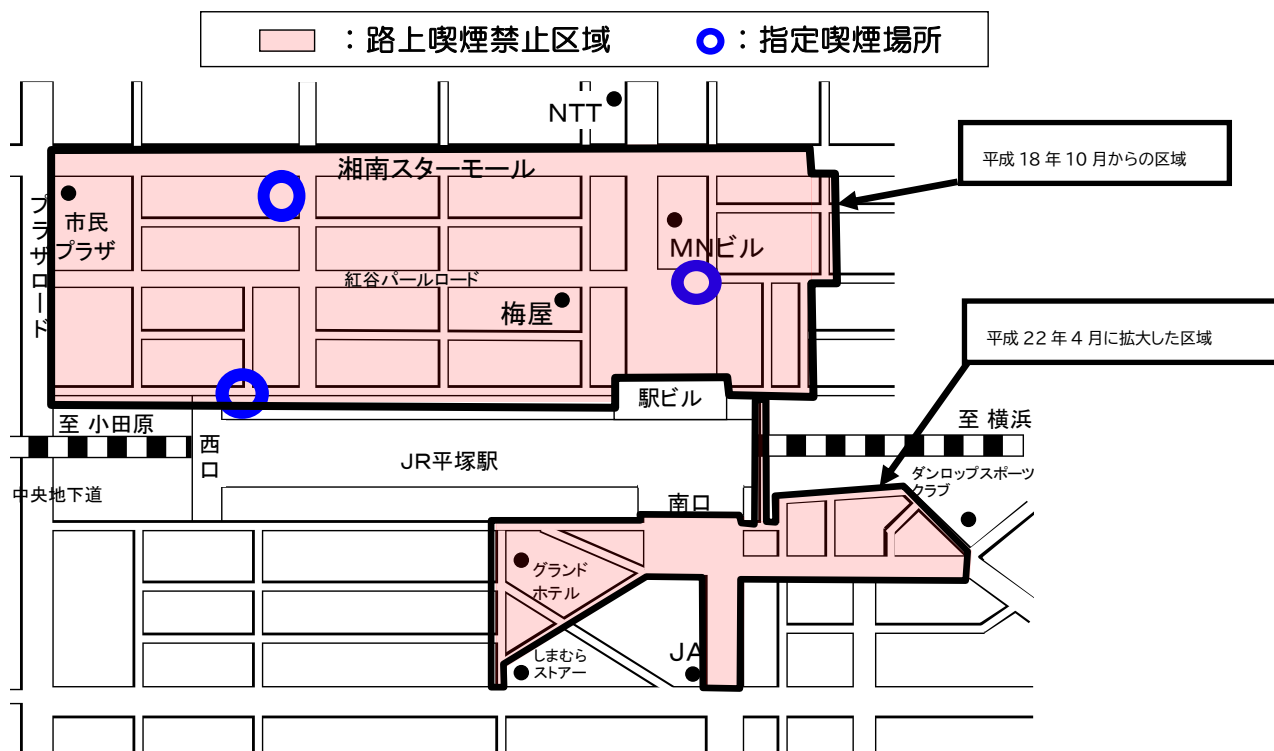
1	めぐみが丘地区自治会
2	花水地区クリーン平塚推進委員会
3	横内団地連合自治会環境部
4	湘南ひらつか・ゆるぎ地区
5	なでしこ地区自治会連絡協議会

イ 地域における美化活動

本市における美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃を実施しました。「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に定められたポイ捨て等を防止するため、各種団体の協力を得て実施しているキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止しました。

路上喫煙禁止区域

平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の施行に伴い、平塚駅北口、西口及び南口周辺を路上喫煙禁止区域に設定しています。ただし、神奈川県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された期間は、指定喫煙場所を閉鎖しました。



ウ ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進

平成30年4月に「平塚市犬猫の適正飼育ガイドライン」を策定し、地域や動物病院、ペットショップなどを中心に啓発を図っています。

犬の登録や狂犬病予防注射、飼い主のマナーの啓発をするため、犬の飼い主を対象としたしつけ方教室の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止としました。

地域猫活動の取組を促進するため、野良猫問題が発生している地域で説明会を実施しました。令和3年度はオス213匹、メス297匹の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金の交付を行いました。保護犬や猫との里親の出会いの場として、犬猫の譲渡会を動物愛護センターと共催しました。

(4)平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

ア 景観づくり

平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」を平成20年12月に策定するとともに、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を平成20年12月に制定し、共に平成21年4月から施行しています。

令和3年度は、同計画・条例の周知を行うとともに、景観パネル展やわたしが好きなまちかどスケッチ展などを通じて、景観啓発を行いました。民間事業者及び公共施設整備等に対しては、「景観ガイドライン」や「公共施設景観ガイドライン」に基づき、景観の事前相談及び協議を行いました。



景観重点区域「海へのシンボル軸」

なぎさプロムナードの様子

平塚市景観計画

本市は、豊かな自然、長い歴史のなかでつくられてきたまちの姿、人々の暮らしが彩るまちの表情など、魅力的な景観に恵まれたまちです。平塚市景観計画は、このような多様な景観の良さを、多くの取組から、より魅力的に伸ばしていこうという計画です。景観類型や景観要素の特性を生かした景観づくりを進めることで、平塚らしい景観の創出をめざします。

《多面的な景観づくりの枠組みと推進体制》

- ①景観法のしくみを活用し、景観に与える影響の大きい行為について届出制度による良好な景観づくりを進める
- ②景観づくりを先導的に進めていく景観重点区域の取組を始め、地域の特性をいかした景観づくりを進める
- ③景観づくりの方向性や関連情報をまとめた景観要素シートを活用し、一人ひとりが景観づくりの活動を積み重ね、身近な景観要素から景観づくりを進める
- ④平塚らしい良好な景観づくりを進めるため、景観審議会などの第三者機関をはじめ、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備する

平塚市景観条例

平塚市景観条例は、平塚らしい個性的で魅力ある景観の実現を図ることを目的とし、景観法の規定に基づく手続きや、景観重点区域内で建築物の建築などを行う場合の手続き、良好な景観づくりを進めるための市・市民・事業者の責務、景観重点区域の指定、景観審議会の設置などを定めています。

イ 屋外広告物

本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために平成 24 年 12 月に平塚市屋外広告物条例を制定し、平成 25 年 7 月 1 日に施行しました。まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、PTAなどの協力員と協働して除却活動を行っています。

ウ 建築・開発の誘導

本市では、平成 20 年7月から「平塚市まちづくり条例」を施行しており、建物の建築、道路や公園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、塀のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

エ 平塚らしい景観の保全と活用

平塚八景やハイキングコース等を快適に利用できるよう、清掃や修繕を実施しています。また、活用を図るため、観光ガイドマップを作成し PR を行っています。

歴史的建造物の保存と活用を図るため、移築・復原した旧横浜ゴム平塚製造所記念館が八幡山公園内に平成21年4月に開館し、令和3年度は音楽演奏会、利用団体による活動成果発表会を実施しました。

(5)環境共生モデル都市の形成

東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、相模川を挟む本市と寒川町の東西両地区を一体化したまちづくりとしてツインシティの整備を進めています。整備にあたっては、環境に対する負荷の低減等に配慮した環境共生モデル都市をめざしています。

まちづくりの基盤整備については、平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合等により進められています。また、「環境と共生するまちづくり検討会」等において環境共生のまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

(6)交通の円滑化の推進

ア 総合的な交通計画

平成 22 年 4 月に策定した平塚市総合交通計画に基づき、高齢化の進行、人口減少社会の到来、地球環境の保全に向け、各交通機関の連携、関係者との協働のもと、交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、道路網、鉄道網、バス網、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境にも配慮した交通施設整備などの総合的な交通計画の検討を行っています。また、これに関連して、平塚市地域公共交通網形成計画を令和元年5月に策定するとともに、平塚市自転車利用環境推進計画を踏襲した平塚市自転車活用推進計画を令和 2 年3月に策定しました。

イ 交通による環境負荷の低減

交通の円滑化や環境に対する負荷の低減を図るため、交差点の円滑化の推進や、路線バス・鉄道等の利便性向上や利用促進に向けて、平塚市地域公共交通活性化協議会を開催する等、関係機関との協議を進めています。路線バスについては、市民向けに作成した手引きを使い、持続可能な交通手段の確保に向けて、公共交通の利用促進を図るとともに、ニーズに応じたバス路線の再編について、バス事業者等と協議しました。鉄道については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に参加し、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、商業関係者とともにJRなどの関係機関に要望活動を実施しました。

ウ 自転車の利用しやすいまちづくり

平塚山下線や須賀久領平塚中学校線など、自転車の利用者が多い平塚駅周辺へ接続する道路に自転車通行位置の明示をおこない、自転車の走行環境を改善し、自転車の利用促進を図ることができました。

自転車等利用マナー向上の啓発事業と放置自転車等の徹底撤去を継続して実施しました。



平塚山下線



須賀久領平塚中学校線

(7) ヒートアイランド対策の推進

ア ヒートアイランドの防止

ヒートアイランド現象による気温の上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。本市では、身近な公園緑地の整備を進めるとともに、ひらつかCO₂CO₂(コツコツ)プランへの取組の呼びかけや、グリーンカーテンを普及するため、みどりのカーテンコンテストを開催しました。また、公共施設にゴーヤ等によるグリーンカーテンを設置することで、ヒートアイランド対策のPRをしました。



みどりのカーテンコンテスト 団体の部
最優秀賞 大原公民館

第4章 地球環境分野

1 地球環境の現状

■「地球環境」にかかわる重点施策の進捗状況

「※」は、縮小や中止となった事業

個別施策・指標	令和3年度目標	令和3年度実績
日常生活における環境への配慮の取組の促進・コツコツプランの小中学生の参加者の割合	44%	47%
クールシェアスポットの紹介・紹介している施設数	38施設	6施設(※)
家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発・市民一人当たりのごみ排出量	889g	831g (速報値)
事業系ごみの排出ルール徹底や事業者に対する指導・ごみの資源化率	26.7%	25.5% (速報値)

(1)地球温暖化の防止

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、海水面の上昇や気候変動、動植物の生態系への影響等、私たちの生活への深刻な影響が懸念される中、地球温暖化対策に関する国際的な合意に向けた協議が進められています。未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐためにも、今、温暖化防止に向けた行動を実践していくことが求められています。

本市では、地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会情勢、市民意識の変化等を踏まえて、地球温暖化対策実行計画を編入した平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)を平成29年3月に策定しました。この計画に基づき、市域及び本市の事務・事業活動から排出される温室効果ガスの削減目標を定め、排出量を推計しています。また、削減目標達成のために取組を設定し、市民や事業者を取組を呼びかけるとともに、取組を促進するための施策を実施しています。

なお、令和4年3月に平塚市環境基本計画の中間見直しを行いました。

《平塚市の温室効果ガス排出量の削減目標》

平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)

2026年度における市内からの二酸化炭素排出量を平成25年度(2013年度)の二酸化炭素排出量から18.5%削減(※)することをめざします。

※ なお、令和4年3月の中間見直し後は、34.9%削減に変更されました。

◆◆平塚市域における令和2年度二酸化炭素排出量◆◆

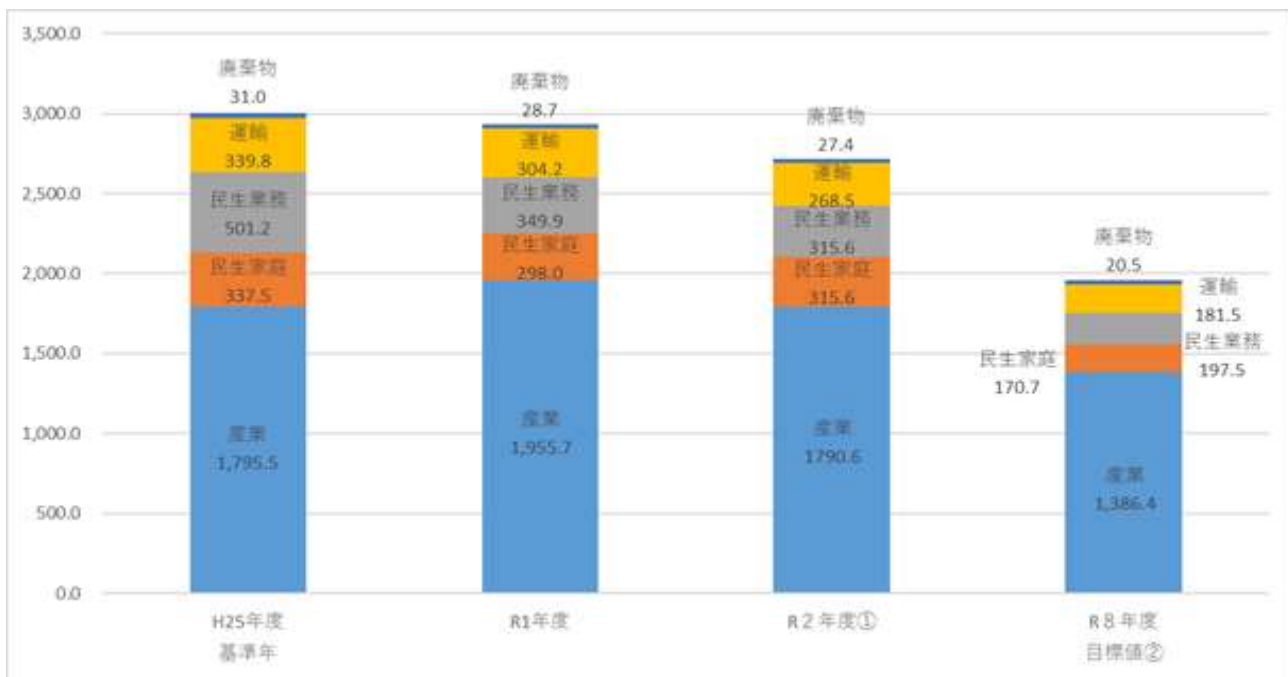
(単位:千 t-CO₂)

		H25年度 基準年	R1年度	R2年度①	R8年度 目標値②	※現状で求められる 削減量③ (①-②)		
CO ₂		3,005.0	2,936.5	2,717.7	1,518.0	1200	-44.1	%
部門別 排出量	産業	1,795.5	1,955.7	1790.6	1,386.4	404	-22.6	%
	民生家庭	337.5	298.0	315.6	170.7	145	-45.9	%
	民生業務	501.2	349.9	315.6	197.5	118	-37.4	%
	運輸	339.8	304.2	268.5	181.5	87	-32.4	%
	廃棄物	31.0	28.7	27.4	20.5	7		

※削減量③は、小数点以下を四捨五入し掲載しています。

◆◆平塚市域における二酸化炭素排出量の推移◆◆

(単位:千 t-CO₂)



※ 平塚市環境基本計画の中間見直し後(令和4年3月)、令和4年3月に改定された地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルを踏まえ、二酸化炭素排出量の算出方法を見直しました。神奈川県のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を活動指標で按分する方法を採用し、域内から排出される温室効果ガス排出量の推計を行う方法に変更しました。上記の表及びグラフについては、新しい算出方法に基づいた数値となります。

令和元年度の二酸化炭素排出量と比較して、二酸化炭素の排出量が約218万8千トン減少し、平成25年度(基準年)と比較して約287万8千トン減少しました。部門別の二酸化炭素排出量は、産業部門は減少したものの、民生家庭部門が増加しています。民生家庭部門が増加した原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務の割合が増加したことが原因の一つとして考えられます。

◆◆本市の事務事業(平塚市役所の業務)からの二酸化炭素排出量の推移◆◆

(単位:kg-CO₂)

	H25年度(基準年度)	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	削減率 (H25年度比)	削減率 (R1年度比)
電気	18,400,164	16,844,321	16,283,947	14,897,211	13,274,775	27.9%	10.9%
ガソリン	326,301	294,409	254,794	222,694	181,842	44.3%	18.3%
灯油	331,962	369,578	236,222	238,418	348,799	-5.1%	-46.3%
軽油	729,606	731,519	753,406	724,247	720,055	1.3%	0.6%
A重油	228,551	144,443	142,004	175,066	127,370	44.3%	27.2%
LPG	239,846	133,411	126,044	124,758	109,602	54.3%	12.1%
都市ガス	4,277,733	4,000,572	3,724,324	3,785,797	3,559,974	16.8%	6.0%
CNG	36,321	1,103	0	0	0	100.0%	0.0%
小計	24,570,484	22,519,356	21,520,741	20,168,192	18,322,417	25.4%	9.2%
一般廃棄物	19,613,492	21,654,040	23,022,686	20,588,932	18,807,959	4.1%	8.7%
合計	44,183,977	44,173,396	44,543,427	40,757,124	37,130,376	16.0%	8.9%

※表の平成28年度の二酸化炭素排出量は、前地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく数値です。平成25年度(基準年度)及び平成29年度以降の排出量は、平成29年度から平成38年度を計画期間とする、現行の地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき算定しています。令和3年度の排出量は、算定基礎となるデータの収集の都合により、令和4年度環境年次報告書に掲載予定です。

令和2年度の本市の事務事業(市役所の業務)に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は、37,130トンで、令和元年度と比較して3,627トン減少しています。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のために公共施設の閉館や開館時間の短縮等を行ったため、各項目においてエネルギー使用量が大きく低減しました。電力使用による二酸化炭素排出量は、基準年度比27.9%の減少となりました。

また、一般廃棄物の二酸化炭素排出量は、可燃ごみに含まれる合成樹脂類の割合等によって変化します。令和2年度は、基準年度比4.1%の減少となりました。

全体の排出量は、基準年度(平成25年度)と比較して16.0%の削減となりました。

(2)再生可能エネルギー導入の推進

本市では、再生可能エネルギーに関する普及啓発事業等を実施することで、市民に再生可能エネルギーに関する情報を提供するとともに、公共施設に率先して再生可能エネルギーを導入し、普及を図ります。

温室効果ガスの削減のためにも、再生可能エネルギーの導入をより一層進めていく必要があります。

(3)ごみの減量化・資源化の推進

平成16年4月に平塚市リサイクルプラザ(愛称くるりん)を開設し、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック(プラクル)の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。

また、平成25年10月に稼働した環境事業センターは、高効率ごみ発電施設として環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、適正処理・処分の確保を達成することによって、循環型社会実現に貢献すべきものとして位置付けをしており、「安心・安全な処理体制の確保」、「低炭素社会実現への貢献」、「焼却残さの有効利用・最終処分量の低減」、「環境教育への貢献」、「効率性の確保」、「周辺環境・周辺地域への配慮」という6つのコンセプトを掲げ、運営を行っています。

循環型社会実現に向けて、「5R」(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リニューアブル)を推進しています。



平塚市環境事業センター

2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組

(1)くらしや事業活動における環境への配慮

本市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつか CO₂CO₂(コツコツ)プラン」への参加の呼びかけや、地球温暖化対策のための「賢い選択」を促す「COOL CHOICE(クールチョイス)ひらつか」等を実施することで、環境に配慮したくらしの普及を図っています。

ア COOL CHOICE(クールチョイス)ひらつか

本市では、国が進める地球温暖化対策のための「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE(クールチョイス)」に賛同し、「COOL CHOICE(クールチョイス)ひらつか」として、令和3年度は、「ひらつかクールシェア2021」、「ライトダウンひらつか」を実施しました。

● ひらつかクールシェア2021

涼しく過ごせる市内の公共施設をクールシェアスポットとして紹介し、市民に利用していただくことで、家庭でのエアコンの使用を削減しました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した上で、6施設(民間0施設、市6施設)をクールシェアスポットとして紹介しました。

● ライトダウンひらつか

市内の事業所や家庭に一斉消灯と星空の観察を呼び掛け、地球温暖化や過剰な照明の問題を考えてもらいました。

令和3年度は、令和4年1月21日(金)に市内一斉消灯を呼び掛け、市内の20事業所等が協力宣言をしました。

イ 環境に配慮した電力契約の推進

パネル展等を通して、温室効果ガスの排出が少ない電力事業者など、環境に配慮した電力契約の普及啓発を行いました。

令和3年度は、令和3年11月15日(月)～11月19日(金)の期間で電力の地産地消パートナー事業者の紹介パネル展示を実施しました。

ウ 電気自動車の充電設備の設置

地球温暖化対策の一環として、電気自動車の利用しやすい環境整備を進めるため、平塚市役所本館に電気自動車の充電器を設置し、平成30年1月4日から利用を開始しました。

平塚市が設置した急速充電器1基と、駐車場の管理運営会社が設置した普通充電器2基があり、そのうち急速充電器は、電力の地産地消を進めるため、平塚市環境事業センターでゴミ焼却時に発生する熱を利用して発電した電力を供給しています。



市庁舎本館に設置された電気自動車用急速充電器

ひらつか CO₂CO₂ (コツコツ) プラン

地球温暖化防止に向けた京都議定書が平成17年2月に発効し、ひとりでも多くの人々が温暖化防止のために行動することが求められていることから、本市では、平成17年8月から「ひらつか CO₂CO₂ (コツコツ) プラン」を開始しました。

ひらつかCO₂CO₂(コツコツ)プランは、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出量削減をめざし、日常生活の中でできることから取り組むという運動です。令和3年度の一般家庭編は、1,018人の参加がありました。また、小・中学生編には8,610人の参加がありました。

◆◆ひらつか CO₂CO₂(コツコツ)プランの仕組み◆◆

取り組むメニューを決めましょう

小中学生編

行動メニューから、取り組む項目を選びます。



実行しましょう

選んだ行動メニューに従って取組をはじめ、夏休み期間続けます。



提出しましょう

提出用紙に必要事項を記載し、環境政策課へ。

※行動メニュー等の詳細については、次のホームページをご覧ください。

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02479.html

補助金制度

本市では、身近な資源「雨」を活用する雨水貯留槽施設・浄化槽転用雨水貯留槽施設の購入費用の一部を補助する事業を実施しました。

雨水タンク	補助対象施設 容量が100リットル以上あり、雨どいからの集水管、雨水貯留槽本体及び排水管で構成される施設 補助金額 雨水貯留槽本体購入価格の2分の1以内の額とし、30,000円を限度とします
浄化槽転用雨水タンク	補助対象施設 公共下水道排水設備工事を実施する際、不用となる既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨どいからの集水管、浄化槽本体、ポンプ設備(固定式)、散水設備及び排水管で構成される施設 補助金額 設置工事費用の2分の1以内の額とし、40,000円を限度とします

※記載内容は、令和3年度の補助制度

エ 環境に配慮した事業活動の普及

環境に配慮した事業活動を促進するため、太陽光発電システムや雨水活用設備など、環境配慮のための設備導入に対する支援をしています。また、本市も一事業者として環境に配慮した率先行動を行っています。

さらに、令和3年10月から市内中小事業者への脱炭素化支援策として、電気自動車等の導入に係る経費の一部補助を開始しました。

本市の事業活動における環境への配慮としては、環境マネジメントシステムの運用や環境に配慮した公共施設の整備を推進しています。

(2) 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

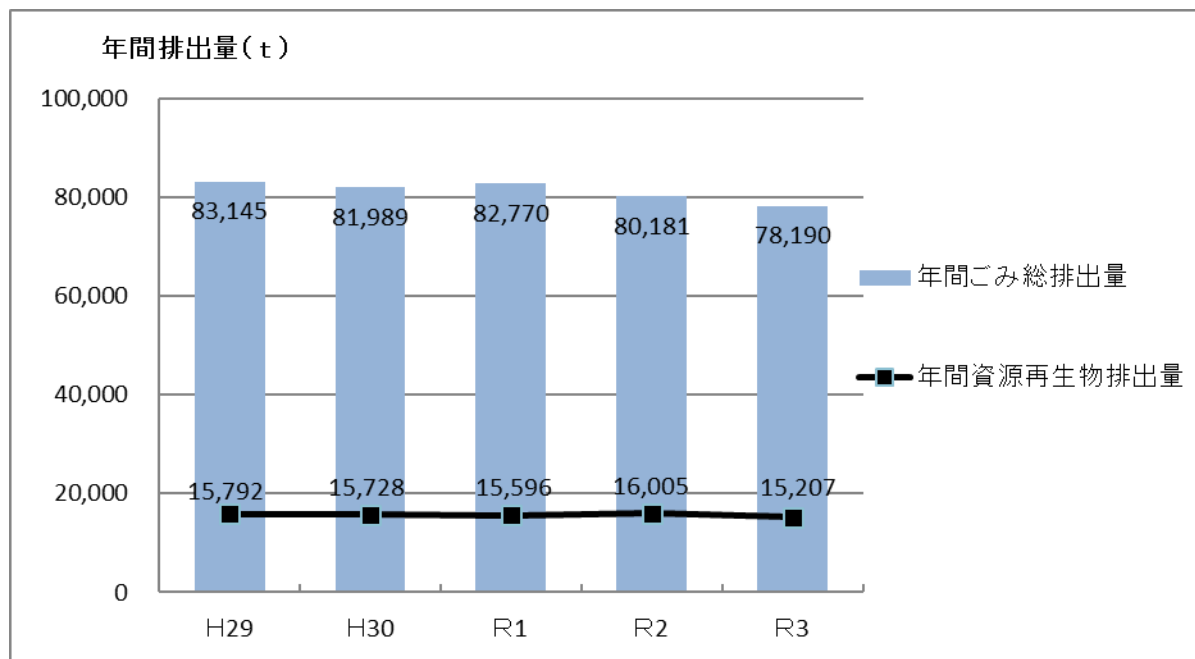
ア 廃棄物の発生抑制・資源化の推進

関係団体と連携したごみ減量・資源化に向けた普及啓発や、包装の簡素化、買い物袋の持参を推進する平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度のPRなどを行っています。平塚市ごみ減量化推進委員会では毎年10月に各地区のスーパーなどでマイバッグ持参率調査を行っています。

イ 廃棄物の適正処理の推進

平成 25 年 10 月から稼働した環境事業センターでは焼却残さの全量を資源化しています。一市二町(平塚市、大磯町、二宮町)の広域化ごみ処理施設である当センターでは、環境に配慮した効率的なごみ処理が可能となるとともに、ごみ焼却熱によって生み出された電力を有効利用するなど、循環型社会の実現に貢献しています。

◆◆資源再生物・ごみの年間排出量の推移◆◆



(3)不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。また、不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。

(4)市民活動との協働と広域的な連携による施策の推進

ごみ処理の問題、河川流域の環境保全、環境共生型モデル都市の形成に向けた取組について、関係する自治体や市民活動との連携・協働によって進めています。

ごみの分別にご協力ください

市内で出される「可燃ごみ」を調べると、約5割が紙・布類です。名刺以上の大きさの紙は、分別すれば再生紙などの資源になり、可燃ごみの量も減らせます。



《名刺サイズ》

第5章 環境保全活動等

1 環境保全活動等の現状

■「環境保全活動等」にかかわる重点施策の進捗状況

個別施策・指標	令和3年度目標	令和3年度実績
わかば環境ISOの推進・参加校・園数	55校・園	57校・園
市民活動団体等と連携した出前講座等の実施・講座開催回数	14回	15回
ひらつか環境ファンクラブの活動の促進・ひらつか環境ファンクラブ団体会員数	団体会員 29団体	団体会員 29団体

環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する「環境市民」を増やし、取組を広げていくことが必要です。

市内では、学校や事業所、地域など、それぞれの場において環境教育や環境保全活動が進められています。幼稚園・認定こども園・小中学校・中等教育学校では、「わかば環境 ISO」(学校版環境 ISO 制度)に沿って園ぐるみ・学校ぐるみで特色ある環境教育が進められています。事業所では、ISO14001 の認証取得などによる事業活動を通じた環境配慮の取組が行われています。地域では、市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、行政による連携した活動が展開されています。また、環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等を行っています。

本市では、環境教育の場の提供や各主体への情報提供などにより、「環境市民」の活動を促進するための支援を行っています。

2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組

(1) 幼稚園・小中学校などでの環境教育

ア わかば環境ISO

「わかば環境 ISO」は、環境保全を目指し、身近な学校生活から園児・児童・生徒・教員等が園ぐるみ・学校ぐるみで環境にやさしい活動を継続して実践するための本市独自の制度です。すべての市立幼稚園(2園)・公立認定こども園(1園)・市立小中学校(43 校)と私立幼稚園(8園)・私立認定こども園(2園)・県立中等教育学校(1校)で取組を進めています。園・学校では、国際規格であるISO14001 の環境マネジメントシステムを基本として、取り組むメニューを決め(P)、実行・実践(D)、結果の記録(C)をもとに、役割やメニューを定期的に見直し(A)、毎年繰り返して取り組んでいます。

● 取組の推進

取組の内容は、共通メニュー（省資源、省エネ、ごみの減量化）と独自メニューがあり、園・学校ごとに自由に取り組むメニューを選びます。園・学校での取組を充実していくため、「担当者合同研修会」を活用した先進的な取組事例に関する情報提供や、発達段階に応じた取組の例としてホームページを活用して幼稚園や認定こども園、小中学校、中等教育学校の取組を紹介しています。

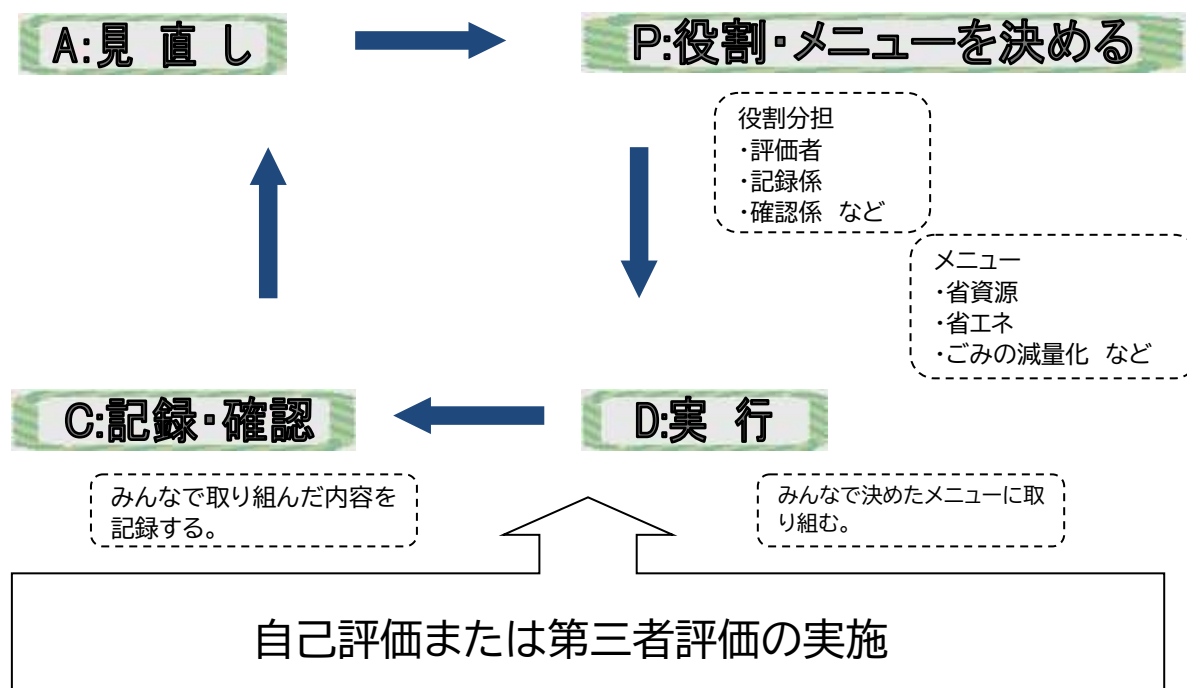
■ 独自メニューの主な取組

グリーンカーテンの活用／エコ通信の発行／園地のビオトープ化／食農教育／ゴミの分別とリサイクルボックスの設置／フラワーボランティアによる校内緑化推進／ペットボトルキャップの回収／裏紙回収ボックスの設置／ゴミの持ち帰り運動／「振り返りカード」の活用／エアコンの設定温度の調節など

● 評価・わかば証書の交付

平成21年度からは、制度の簡素化を図り、各園・学校ごとに依頼した評価者による評価を実施しています。また、3年に1度、各園・学校の代表者が出席していた認定証交付式に代わり、平成21年度から評価者による評価の結果を踏まえ、「わかば証書」を交付しています。令和3年度は、57校・園の小・中学校、中等教育学校、幼稚園、認定こども園に証書が交付されました。幼稚園、認定こども園、小学校においては2～3年かけて、希望する全園・校に事務局職員が訪問して直接交付します。

わかば環境ISOの仕組み



イ 保育園における環境への取組

七夕飾りやその他製作にペットボトルや牛乳パック等廃材を利用し、有効活用を進めています。また、ゴーヤ等を利用したみどりのカーテンの作製や、各クラスに可燃ごみ、プラクルのごみ箱を設置して分別を意識づけ、一部の園ではコンポストを利用して自宅の食材等廃棄物を肥料にリサイクルする取組、手洗いや水遊び時に節水を心がけるなど、園生活の中で子どもたちに資源の大切さを伝えています。さらに、園だよりや開放だより等で環境配慮行動に関する情報を発信し、家庭に対しても環境配慮を呼びかけています。

(2)環境学習の充実に向けた取組

ア ごみ学級

小学校4年生を対象に、身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級」を毎年実施しています。ごみ学級は、ごみの分別などについて小学生が分かりやすく、関心を持てるよう、環境事業センターの見学などを交えて開催しています。

イ ごみ収集車見学会

令和3年度から市内公立保育園、幼稚園児を対象に各園でごみ収集車の見学等を行い、環境学習のきっかけづくりとしています。

ウ 環境学習ガイドホームページ

学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、平成19年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。内容は、「生き物」、「川と水」、「空気」、「食べ物」、「ごみ」、「エネルギー」の6つのカテゴリーから環境問題を考えられるようになっており、本市の環境の現状についても分かりやすく解説しています。

エ わたしたちの平塚

市内小学校の新3年生に小学校社会科副読本「わたしたちの平塚」を配布し、身近な環境に関する学習機会を提供しました。

オ 環境ポスターコンクール

作品の創作等を通じて小・中学生の環境への関心を高めるため、「ひらつか環境ポスターコンクール」を実施しています。令和3年度は、小学生の部101点、中学生の部202点、合計303点の作品が寄せられました。

カ 環境学習講座等

子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催しています。また、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室(びわっ子クラブ)」や「自然教室」、「みんなで調べよう」など、自然や環境について学べるさまざまな学習機会を提供しています。

■令和3年度に実施した環境教室

◆こども環境教室 エネルギー編

「エコキャンドル作り教室」

内 容:使用済み油からオリジナルろうそくの作成、
環境に関するクイズ

実施日:令和3年12月18日(土)

参加者:16 人



※ 令和3年度に実施予定となっていました「こども環境教室 里山編」、「こども環境教室 川編(夏休み金目川の生き物観察会)」及び「こども環境教室 海岸編」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

カ 出前講座

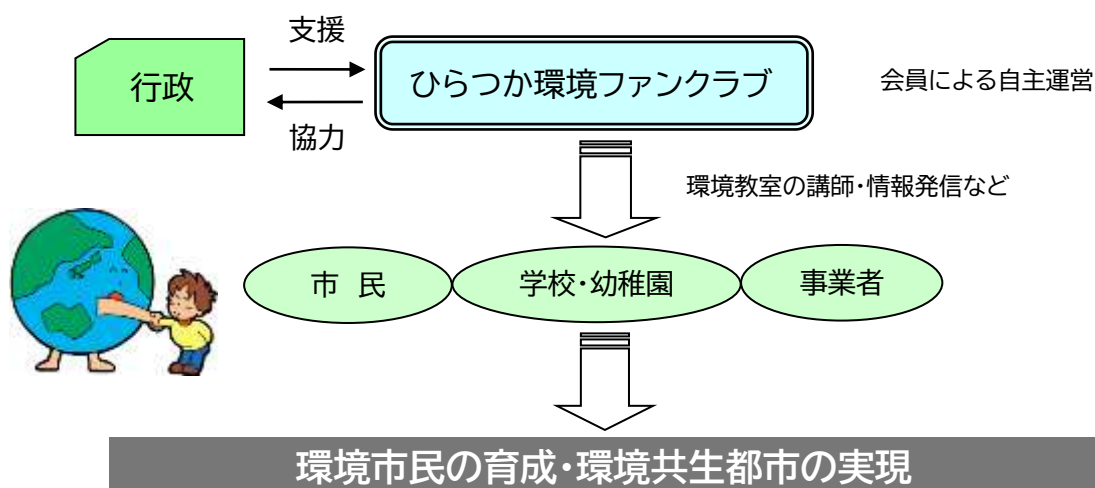
地球温暖化などの環境対策を分かりやすく学べる機会として、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「環境・地球温暖化対策出前講座」を実施しています。学校や地域を対象に、令和3年度は15回開催し、671人が受講しました。

(3)市民の取組に対する支援

ア ひらつか環境ファンクラブ

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。

環境ファンクラブの仕組み



※活動の詳細等は、次のホームページをご覧ください。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02467.html

● 会員構成

会員は、18 歳以上の個人又は市内で活動している団体で、環境関係の有識者や実践者、環境に興味がある人を対象としており、身近なごみ問題から自然環境保全、地球温暖化対策など、さまざまな分野で活動している市民又は団体が登録されています。令和4年3月末現在では、82 個人・29 団体が登録しています。

■ ひらつか環境ファンクラブ団体会員(令和4年3月末現在)

団体名	活動分野	団体名	活動分野
桂川・相模川流域協議会 相模川湘南地域協議会	自然環境	平塚をみがく会	都市環境
金目川水系流域ネットワーク		NPO法人環境デザインセンター	
里山をよみがえらせる会		環境にスマイル、ひらつか	
そうびの会		漂着物を拾う会	
NPO 法人暮らし・つながる森里川海		ひらつかEサービス	
エコ・ミュージアム金目まると博物館推進委員会		平塚市料理飲食業組合連合会	
社会福祉法人 進和学園 しんわルネッサンス		ごみを活かす会	地球環境
土屋里地山再生グループ		石けんビレッジ	
学校法人平岡学園 平岡幼稚園		湘南地域行政モニターOB会	
神奈川県地球温暖化防止活動推進員平塚・大磯・二宮地区会		NPO法人かながわ天ぷら油回収センター	
湘南 1000 年の森倶楽部		NPO法人ひらつかエネルギーカフェ	
河内川あじさいの会		平塚友の会	
子供と親の環境教室「地球っ子ひろば」		NPO法人 WE21 ジャパンひらつか	
NPO法人神奈川県環境学習リーダー会	環境教育	ペットキャップリサイクル湘南	
ひらつかグリーンクラブ			

● 活動内容

令和3年度は、「ひらつか環境フェア2021」に参加し、小学生を対象にした環境教室を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、環境市民講座やひらつか環境ファンクラブ会員の日頃の活動を発表することにより、市民や会員の環境意識啓発を図ることを目的とした活動発表会をオンラインにて実施しました。



環境フェア 2021 に参加した様子

イ 地域の環境保全を担う団体への支援

緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やチラシの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。

第3部

令和3年度環境基本計画 事業実績及び評価

- 1 評価基準
- 2 施策分野ごとの評価
- 3 計画全体の評価
- 4 個別施策ごとの事業実績及び評価

1 評価基準

評 価	実績値、実施内容に対する評価		
	評価基準		
	数値目標がある場合	数値目標がない場合	
	達成率100%超	目標を超える実績が得られた場合	5
	達成率80%以上 100%以下	目標を達成した場合 目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合	4
	達成率50%以上 80%未満	概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合	3
	達成率10%以上 50%未満	あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合	2
	達成率10%未満	目標値を著しく下回った場合 計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合	1
	その他	方針を変更又は廃止した場合 未実施又は実績等がでておらず評価できない場合	—

2 施策分野ごとの評価

(1) 安全な生活環境を確保します(生活環境分野)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
1 安全な生活環境を確保します(生活環境分野)	4.1	1-1 大気環境・水環境を保全します	4.2	1 大気環境の保全対策の促進	4.0	①事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進	4.0
						②大気汚染状況の監視測定等の実施	4.0
				2 水環境の保全対策の促進	4.3	①家庭からの生活排水の適正な処理の促進	4.0
						②事業活動に伴う排水の適正な処理の促進	4.0
						③水質汚濁状況の監視測定等の実施	5.0
		1-2 安全で快適な生活環境を確保します	4.0	1 化学物質対策の促進	4.0	①化学物質に関する情報収集・提供	4.0
						②化学物質対策の促進	4.0
				2 土壌汚染・地下水汚染への対応	4.0	①土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	4.0
						②地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認	4.0
				3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組	4.0	①自動車や新幹線による騒音・振動への対応	4.0
						②工場・事業場に対する規制・指導の実施	4.0
						③悪臭への対応	4.0
						④地盤沈下の防止	4.0

施策No.	施策(「※」:重点施策)	評価	施策の説明
1	工場・事業場に対する指導等の実施	4	施策分野全体の評価としては、「4.1」となり、「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合)以上の評価を得ることができ、「施策No.6」については、目標を超える実績を得ることができました。また、他の施策についても「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合)の評価を得られました。今後も、市ウェブページ、広報紙、申請案内等を通して市民の事業の理解を深め、分野に位置付けられた各施策を着実に実施することで、安全な生活環境の確保を推進します。
2※	大気汚染状況の監視測定等の実施	4	
3	合併処理浄化槽の設置促進	4	
4	水洗化の促進	4	
5	工場・事業場に対する指導等の実施	4	
6	水質汚濁状況の監視測定等の実施	5	
7	化学物質に関する情報収集・提供	4	
8	化学物質の適正管理の促進	4	
9	ダイオキシン類対策の促進	4	
10	土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	4	
11	地下水汚染状況の監視測定の実施	4	
12	工場・事業場の汚染対策効果確認調査の実施	4	
13	自動車や新幹線による騒音・振動への対応	4	
14	工場・事業場に対する規制・指導の実施	4	
15	臭気指数規制による悪臭への対応の充実	4	
16	地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導	4	

(2)自然環境を保全・再生します(自然環境分野)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
2 自然環境を保全・再生します(自然環境分野)	3.9	2-1 生物多様性を保全します	4.0	1 生物多様性の保全対策の推進	4.0	①野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討	4.0
						②生物生息空間の保全対策の推進	4.0
						③野生生物への理解の促進	—
						④有害鳥獣対策の推進	4.0
						⑤特定外来生物の防除	4.0
						⑥生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進	4.0
		2-2 里山を保全・再生します	—	1 里山の保全・再生とふれあいの推進	—	①西部丘陵地域資源まちづくり支援	3.0
						②市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	4.0
						③里山の自然とふれあいの促進	—
		2-3 水辺の自然を再生します	3.8	1 川や海の水辺の自然環境の再生とふれあいの推進	3.8	①川や海の水辺の自然環境の保全と再生	3.8
						②川や海とのふれあいの促進	3.8
		2-4 農地を保全・活用します	4.1	1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進	4.1	①農業活性化の推進	4.3
						②農業とのふれあいの促進(都市農業理解の促進)	4.0
				2 環境に配慮した農業の推進	5.3	③地産地消の推進	4.0
						①環境保全型農業の促進	4.0
						②家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	4.0
						③自然環境に配慮した農道・水路等の整備	4.0

施策No.	施策（「※」：重点施策）	評価	施策の説明
17	生物多様性の保全に向けた仕組みづくりの検討	4	施策の分野の評価としては、「3.9」となり、「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合)に達しませんでした。 「施策No.42」については、目標を超える実績を得ることができました。一方で、「施策No.25」「施策No.28」「施策No.35」については、新型コロナウイルス感染症の影響で集客する事業が一部中止となったため、「3」(概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合)の評価となりました。 なお、「施策No.27」や「施策No.39」など、多数の参加者を集めて実施する施策については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、正確な評価ができず評価対象から外しました。コロナ禍においても、施策を推進できるよう事業実施団体と協力しながら事業の実施方法等を検討していきます。
18	野生生物の情報収集・発信	4	
19	みどりや水辺のネットワークの形成	4	
20	生物空間の維持管理と利用	4	
21※	自然についての展示、講座、観察会等の実施	—	
22	鳥獣による生活被害防除の推進	4	
23	特定外来生物の防除	4	
24	市民活動団体等の活動促進	4	
25	西部丘陵地域資源まちづくり支援事業	3	
26※	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	4	
27	里山体験教室等の開催	—	
28	水辺・海辺の市民活動の促進	3	
29	海岸侵食対策の促進	4	
30	海底耕うんの実施	4	
31	桂川・相模川流域協議会への参加	4	
32	金目川水害予防組合の活動の支援	4	
33	湘南里川づくりへの参加	4	
34	馬入水辺の楽校の運営に対する支援	4	
35	馬入花畑の整備	3	
36	水辺の散策路の維持管理	4	
37	河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化	4	
38	都市漁村交流活動の支援	4	
39	稚魚放流体験の実施	—	
40	担い手育成事業	4	
41※	援農ボランティアの促進	—	
42	農地の貸し借りの促進	5	
43	農業振興地域整備計画の推進	4	
44	有害鳥獣による農業被害対策の推進	4	
45※	市民農園の利用促進	4	
46	花アグリとその周辺における農の拠点づくりの推進	—	
47※	農業理解の促進	—	
48	農の多面的機能の支援	4	
49	地産地消の推進	4	
50	地場産品の普及	4	
51	環境保全型農業の促進	4	
52	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	4	
53	自然環境に配慮した農道・水路等の整備	4	

(3)快適な都市環境を保全・創造します(都市環境分野)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
3 快適な都市環境を保全・創造します(都市環境分野)	4.0	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります	4.0	1 みどりのネットワークの形成	3.8	①拠点となるみどりの確保	4.0
						②みどりのつながりの確保	4.0
						③市民や事業者による緑化活動の支援と促進	3.7
				2 さわやかで清潔なまちづくりの推進	4.0	①さわやかで清潔なまちづくりの推進	—
						②ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進	4.0
				3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	4.1	①平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	4.0
						②平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用	4.3
		3-2 環境共生型のまちをつくります	3.9	1 環境共生モデル都市の形成	4.0	①ツインシティの形成に向けた取組の推進	4.0
				2 交通の円滑化の推進	4.0	①交通による環境負荷の低減	4.0
						②自転車の利用しやすいまちづくり	4.0
				3 ヒートアイランド対策の推進	3.8	③交通の分散と円滑化	4.0
						①ヒートアイランド対策の推進	3.8

施策No.	施策（「※」:重点施策）	評価	施策の説明
54	身近な公園整備の推進	4	施策分野全体の評価としては「4.0」となり、施策の分野としては、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）の評価を得ることができました。「施策No.70」については、目標を超える実績を得ることができました。一方で、「施策No.58」については、新型コロナウイルス感染症の影響で集客する事業が一部中止となったため、「3」（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）の評価となりました。 なお、「施策No.61」や「施策No.62」など、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止となったため、正確な評価ができず評価対象から外しました。 今後も分野に位置づけられた各施策を着実に実施することにより、快適な都市環境の保全、創造を推進します。
55※	花とみどりのまちづくりの推進	4	
56	生垣の設置促進と良好な樹木等の保全	—	
57	道路沿いの緑化	4	
58	緑化に関する普及啓発の実施	3	
59	市民の緑化活動に対する支援	4	
60	事業所等における緑化の促進	4	
61	美化推進モデル地区における取組の支援	—	
62	清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	—	
63	野良猫による生活被害軽減策の実施	4	
64	飼い主への意識啓発	4	
65	景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	4	
66	建築協定制度の導入促進	4	
67	屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	4	
68※	花の名所づくり	4	
69	平塚八景の活用	4	
70	歴史的・文化的資源の保存と活用	5	
71	社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全	4	
72※	土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進	4	
73	ツインシティの整備の推進	4	
74	ツインシティにおける公共交通の利用促進の検討	4	
75	ツインシティにおける緑化の導入や推進の検討	4	
76	ツインシティにおける排水性舗装等の導入検討	4	
77	ツインシティにおける再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入検討	4	
78	バス交通の整備促進	4	
79	道路の新設・改良	4	
80	鉄道交通の整備促進	4	
81※	自転車通行帯の整備	4	
82	駐輪場の整備促進と民間自転車等駐車場整備への支援	4	
83	新しい公共交通システムの検討	4	
84	建物等の緑化の促進	4	
85	身近な公園整備の推進(再掲)	4	
86	人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	4	
87※	クール・タウンの普及啓発の実施	3	

(4)地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
4 地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)	4.0	4-1 低炭素社会の実現に向けて取り組みます	4.2	1 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進	4.5	①一般家庭や事業者への再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器等の導入促進	4.0
				2 ぐらしや事業活動における環境への配慮の促進	4.0	②新たな再生可能エネルギーの促進	5.0
				3 市の事業活動における環境への配慮	3.8	①環境に配慮したぐらしの普及	4.0
						②環境に配慮した事業活動の普及	4.0
		4-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます	4.1	1 廃棄物の発生抑制・資源化の推進	4.0	①市の事業活動における環境への配慮	3.8
						②廃棄物の発生抑制・資源化の推進	4.0
				2 不法投棄防止対策の推進	4.5	②廃棄物の適正処理の推進	4.0
						①不法投棄防止対策の推進	4.5

施策No.	施策（「※」：重点施策）	評価	施策の説明
88	事業者の太陽光発電システム等の設置に対する支援	4	施策の分野としては、「4.0」となり、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）の評価を得ることができました。「施策No.91」「施策No.92」「施策No.96」「施策No.108」「施策No.117」については、目標を超える実績を得られました。一方で、「施策No.99」「施策No.112」等については、新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントの中止等で事業を縮小して啓発を実施したため「3」（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）の評価となりました。 なお、「施策No.89」「施策No.90」「施策No.115」は、新型コロナウイルス感染症の影響で啓発事業が中止となったため、正確な評価ができず評価対象から外しました。 今後も、市民や事業者が地球環境保全活動を実施しやすい環境を整備することで、地球環境を推進します。
89	再生可能エネルギーに関する普及啓発の実施	—	
90	省エネルギー機器等に関する普及促進の実施	—	
91	地域資源を活用した新産業（波力発電関連分野）の創出	5	
92※	日常生活における環境への配慮の取組の促進	5	
93	電気自動車等に関する普及促進の実施	4	
94	電気自動車の充電設備の設置	4	
95	防犯街路灯のLED照明の使用	4	
96	道路照明灯のLED照明の使用	5	
97	雨水の有効活用の促進	4	
98	クール・タウンの普及啓発の実施（再掲）	3	
99※	クールシェアスポットの紹介	3	
100	環境に配慮した電力契約の推進	4	
101	ライトダウンキャンペーンの実施	4	
102	建築に伴う環境負荷の低減	4	
103	ひらつかエコモードの取組の推進	3	
104	公共施設の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー、省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討、推進	4	
105	ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	4	
106	廃棄物発電	4	
107	公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進	4	
108※	家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発	5	
109※	事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導	4	
110	剪定枝の有効利用	4	
111	使用済小型電子機器等の資源化の促進	4	
112	環境にやさしい店舗づくりの推進	3	
113	焼却残さの資源化の推進	4	
114	広域的なごみ処理の推進	4	
115	不法投棄防止バトロールの実施	—	
116	不法投棄防止に向けた普及啓発	4	
117	不法投棄物の追跡調査と回収	5	

(5)市民・事業者等による環境保全活動を促進します(環境保全活動等)

施策分野	評価	施策の柱	評価	施策	評価	施策の内容	評価
5 市民・事業者等による環境保全活動を推進します(環境保全活動等)	4.2	5-1 環境教育・環境学習を推進します	4.4	1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実	4.5	①幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進	4.5
						②学校などでの環境学習の支援	4.5
				2 地域における環境教育・環境学習の充実	4.3	①子どもを対象とした環境教室等の開催	4.5
						②幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進	4.3
						③人材育成	4.0
		5-2 市民等の取組や連携を支援します	3.8	1 市民活動や企業の取組に対する支援	3.8	①市民の環境保全活動に対する支援	3.5
						②環境にやさしい企業づくりの支援	4.0
						③環境保全団体のネットワークづくりの促進	4.0

施策No.	施策（「※」：重点施策）	評価	施策の説明
118※	わかば環境ISOの推進	5	施策分野全体の評価としては「4.2」となり、施策の分野としては、「4」（目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合）の評価を得ることができました。「施策No.118」「施策No.120」「施策No.124」「施策No.127」については、目標を超える実績を得ることができました。一方で、「施策No.131」については、新型コロナウイルス感染症の影響で集客する事業が一部中止となったため、「3」（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）の評価となりました。 なお、「施策No.122」については、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止となったため、正確な評価ができず評価対象から外しました。今後も事業者や市民団体と協力し、環境保全活動を推進します。
119	保育園における環境への取組の促進	4	
120	学校での出前教室等の開催	5	
121	環境学習教材や情報の提供	4	
122	子ども環境教室の開催（金目川生き物観察会は再掲）	—	
123	環境ポスターコンクール等の実施	4	
124	こども自然体験教室の開催	5	
125	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	4	
126	博物館における環境に関する講座等の開催	4	
127※	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施	5	
128	緑と水に関わるきっかけとなる体験学習の実施	4	
129	環境保全に関わるリーダー等の養成	4	
130	環境保全活動団体への支援	4	
131	市民によるまちづくりの支援	3	
132	環境に配慮した活動の推進	4	
133	公害関係法令に関する情報提供	4	
134※	ひらつか環境ファンクラブの活動の促進	4	

3 計画全体の評価

(施策分野ごとの評価をもとに、計画全体の評価をします。)

施策分野	評価
1 安全な生活環境を確保します (生活環境分野)	4.1
2 自然環境を保全・再生します (自然環境分野)	3.9
3 快適な都市環境を保全・創造します (都市環境分野)	4.0
4 地球環境保全へ貢献します (地球環境分野)	4.0
5 市民・事業者等による環境保全活動を推進します (環境保全活動等)	4.2

総合評価	
令和3年度評価	評価の説明
4.0	計画全体として「4.0」となり、「4」(目標達成と同等と考えられる実績が得られる場合)の評価となりました。 「5 市民・事業者等による環境保全活動を推進します」は評価が「4.2」となり、前年度と比べて0.1ポイント高く、施策分野として「4」以上の評価が得られました。また、「3 快適な都市環境を保全・創造します」は評価が「4.0」となり、前年度と比べて0.1ポイント高くなりました。一方で、「2 自然環境を保全・再生します」は評価が「3.9」となり、前年度と比べ0.1ポイント低くなっています。 重点施策、個別施策共に目標を達成できなかった施策については、課題解決に向けて検証を行い、目標達成を目指します。また、目標を達成した施策についても、事業の更なる推進に向けて後期事業計画を推進していきます。

4 個別施策ごとの事業実績及び評価

(1)安全な生活環境を確保します(生活環境分野)

(1)-1 大気環境・水環境を保全します

●施策1 大気環境の保全対策の促進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績・実施内容	評価	評価の説明や課題等
① 事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進	1	工場・事業場に対する指導等の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト排出工事などの立入調査(116件)・指導等を実施しました。	4	環境月間、冬季立入調査については、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定しています。苦情、アスベスト排出工事については、事案が発生した時点で迅速に立入調査を行いました。
② 大気汚染状況の監視測定等の実施	2	大気汚染状況の監視測定等の実施		市内5箇所の測定局において、大気常時監視測定を実施しました。 【環境基準達成状況】二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(長期的評価)、微小粒子状物質は達成、光化学オキシダントは非達成。(達成率:80% 16/20)	4	市内5箇所の測定局において、大気常時監視測定を実施しました。 【環境基準達成状況】二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(長期的評価)、微小粒子状物質は達成、光化学オキシダントは非達成。(達成率:80% 16/20)

●施策2 水環境の保全対策の促進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 家庭からの生活排水の適正な処理の促進	3	合併処理浄化槽の設置促進	補助要件に該当する合併処理浄化槽の設置費用及び維持管理費用を補助します。	浄化槽設置等補助 0件 浄化槽維持管理費補助 205件	4	広報紙やHP、個別通知で制度を周知しました。公共用水域の汚濁防止や生活環境の保全に対する市民理解を促進する必要があります。
	4	水洗化の促進	戸別訪問等により公共下水道への接続を普及促進するとともに排水設備工事費の助成により、普及率の向上を図ります。	○未接続家屋の接続を促す訪問件数 4,233件 ○宅内排水設備確認申請件数 1,134件 ○排水設備工事費助成 2件	4	未接続家屋への個別訪問は概ね年1回以上実施しました。助成に関しては、申請期間に制限があり、供用開始件数の減少に伴い減少傾向にあります。
② 事業活動に伴う排水の適正な処理の促進	5	工場・事業場に対する指導等の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき工場等の立入調査(68件)・指導を実施しました。	4	6月の環境月間中の立入調査を実施しました。 また、事業所の排水検査も行いました。 冬季立入調査については、立入が必要と思われる事業所を選定し、適切に実施しました。
③ 水質汚濁状況の監視測定等の実施	6	水質汚濁状況の監視測定等の実施	神奈川県測定計画に基づく環境調査や市独自の水質測定を実施します。 河川のBOD値において、測定計画地点2地点、独自測定地点19地点全21地点中の環境基準達成率95%を目標とし、達成状況を評価します。	神奈川県測定計画に基づき河川2地点、海域1地点の環境調査を実施しました。また、市独自の水質測定として河川や主要排水路19地点で測定を実施しました。 【環境基準達成状況】BOD:<河川>:100%(21/21)	5	河川のBOD値において、測定計画地点2地点、独自測定地点19地点の計21地点中の環境基準達成率で評価しました。 達成率95%を目標とし、達成状況を評価しました。

(1)-2 安全で快適な生活環境を確保します

●施策1 化学物質対策の促進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 化学物質に関する情報収集・提供	7	化学物質に関する情報収集・提供	化学物質に関する情報の収集及び提供を行います。	神奈川県から本市分のPRTRデータの提供を受け、有害化学物質の使用状況についてホームページで情報発信を行いました。	4	令和3年6月に県からデータ提供を受けた、有害化学物質の使用状況について計画どおりホームページで情報発信を実施しました。
② 化学物質対策の促進	8	化学物質の適正管理の促進	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、化学物質の自主的な管理の状況の報告を促します。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、報告を76件受理しました。	4	令和2年度に報告が必要な事業者に対し、立入調査等の機会を利用して、報告書提出について啓発を行いました。
	9	ダイオキシン類対策の促進	測定調査を実施するとともに市のホームページに公開し情報提供する。また、苦情等による立入調査時に指導を行います。	一般大気環境調査を1地点で年2回実施するとともに、ダイオキシン類に関する情報について、市ホームページで公開し、情報提供を行いました。また、野焼き等の立入指導を25件実施しました。	4	大気環境調査については、年間の測定計画を策定し、その計画に基づいて実施しました。また、野焼き等の苦情があった事業所については、パトロールにより原因者を特定した後、立入指導を行いました。

●施策2 土壌汚染・地下水汚染への対応

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	10	土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査・指導等を行います。	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、10件の立入及び指導を行いました。	4	汚染対策工事実施について法令に基づき報告がなされた事案について、その作業が法令に定められた方法により適切に行われているか、立入調査により確認し、必要な指導を実施しました。
② 地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認	11	地下水汚染状況の監視測定の実施	水質汚濁防止法に基づき、地下水汚染実態調査を実施します。	神奈川県地下水質測定計画に基づき、20地点で地下水汚染実態調査を実施しました。継続監視調査で2地点、環境基準を超過していました。【環境基準達成状況 90% (18/20)】	4	測定計画に定められた地点において地下水質調査を実施しました。令和2年度に新たに汚染が見つかった地点はありませんでした。
	12	工場・事業場の汚染対策効果確認調査の実施	工場・事業場の汚染対策の効果確認のため、地下水調査を実施します。	工場・事業場周辺の汚染状況の確認のため、5社の周辺地下水調査を実施しました。	4	工場事業場周辺の井戸において、汚染状況の確認のための調査を引き続き行いました。

●施策3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 自動車や新幹線による騒音・振動への対応	13	自動車や新幹線による騒音・振動への対応	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	自動車騒音の常時監視測定を4路線7地点7区間で実施し、環境基準の達成率は、89.5～100%でした。道路交通騒音・振動測定5路線の6地点で実施し、騒音は2地点で環境基準に適合、振動は全地点要請限度値以下でした。新幹線騒音・振動測定を6地点で実施し、騒音は1地点で環境基準値に適合、振動は全地点で勧告指針値以下でした。	4	年間の測定計画に基づき予定していた地点の調査を全て実施しました。
② 工場・事業場に対する規制・指導の実施	14	工場・事業場に対する規制・指導の実施	工場・事業場に対して、立入調査・指導等を実施します。	騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適時助言を行いました。また、100件の立入を実施しました。	4	環境月間、冬季立入調査においては、年度ごとに立入が必要と思われる事業所を選定し実施しました。苦情においては、公害の発生原因者に対して、立入調査を実施し、必要な指導を行いました。
③ 悪臭への対応	15	臭気指数規制による悪臭への対応の充実	悪臭防止法の臭気指数規制に基づく指導・規制、必要に応じ測定を行います。	悪臭防止法の臭気指数規制に基づき、事業所の指導を行いました。また、10件の立入を実施しました。	4	悪臭苦情を受け付けた後、周辺調査で原因者特定を進めました。原因者が特定できた場合は、立入調査を実施して、必要な指導を行いました。
④ 地盤沈下の防止	16	地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導	地盤沈下の進行を監視するため、市内の水準点において精密水準測量を実施するとともに、観測井による地下水位の観測を実施します。また、条例に基づく地下水利用の規制指導を行います。	地盤沈下の進行を監視するため、精密水準測量及び観測井による地下水位の観測を実施しました。また、条例に基づく地下水利用の規制指導を行いました。	4	市内の水準点において精密水準測量を実施しました。また、月1回、観測井による地下水位の観測を実施しました。さらに、条例に基づく地下水採取事業者から、地下水位の報告、地下水採取量の報告を定期的に受理しました。

(2)自然環境を保全・再生します(自然環境分野)

(2)-1 生物多様性を保全します

●施策1 生物多様性の保全対策の推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討	17	生物多様性の保全に向けた仕組みづくりの検討	令和元年度、2年度の調査のフォローアップを実施しつつ、これまでの調査結果を自然環境評価書にまとめます。	生物多様性推進協議会との協働で行った生物調査の結果を自然環境評価書にまとめました。	4	コロナ禍のため啓発事業ができないものもありましたが、パネル展を実施し、令和2年度の調査の成果をお知らせしました。
	18	野生生物の情報収集・発信	市内の植物相の状況を調査し、これまでの植物標本の整理とデータ化を進めます。	新型コロナウイルスのため一時活動を休止していましたが、市民グループが主体となり、館蔵植物標本の整理とデータ化を行いました。	4	新型コロナ対応のため、継続実施している市内の植物相の状況調査によって得られた植物標本の整理とデータ化計画を見直しました。
② 生物生息空間の保全対策の推進	19	みどりと水辺のネットワークの形成	公共スペースへの植栽等の整備を推進し、みどりと水辺のネットワークを形成することによって、生物の生育・生息空間の連続性を確保します。	公園、広場等の公共用地及び公民館等のプランターや花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら上半期及び下半期1回ずつ花苗を植栽しました。	4	計画どおり花苗を配布し、プランターや花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら花苗を植栽することができました。
	20	生物空間の維持管理と利用	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに掲載します。また、平塚市HPのイベントカレンダーにおいて、広報で記事となったイベントを掲載します。	【みどり公園・水辺課】馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに掲載しました。	4	広報ひらつかで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。
③ 野生生物への理解の促進	21	自然についての展示、講座、観察会等の実施		【みどり公園・水辺課】計画通り実施、目標を達成することができました。 【博物館】自然教室69人	—	【みどり公園・水辺課】ヤギ島探検ツアー(106人)を開催しました。 【博物館】自然教室(5回、62人)を開催しました。 ※環境政策課が実施を予定していた子ども環境教室(金目川生き物観察会)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催することができませんでした。
④ 有害鳥獣対策の推進	22	鳥獣による生活被害防除の推進	計画防除地点を増やすことにより、積極的に捕獲を実施します。	ハクビシンやアライグマ等を135頭の捕獲等により防除を実施しました。	4	自主防除を促すことで、鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めました。
⑤ 特定外来生物の防除	23	特定外来生物の防除	第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物の周知、捕獲等を実施します。	ウェブサイト等で周知するとともに、アライグマを68頭捕獲しました。	4	ウェブサイト等にて特定外来生物に関する情報を発信するとともに、アライグマの捕獲を実施することで防除に取り組みました。
⑥ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進	24	市民活動団体等の活動促進	【環境保全課】行政提案型協働事業として、生物多様性推進協議会と保全活動の推進を図ります。 【みどり公園・水辺課】馬入水辺の楽校のイベント周知のため、参加者募集の記事を広報ひらつかに掲載します。また、平塚市HPのイベントカレンダーにイベントを掲載します。	【環境保全課】市民団体や企業等から構成された生物多様性推進協議会と協働で、保全活動の推進を図りました。 【みどり公園・水辺課】馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに掲載しました。	4	【環境保全課】令和元年度から3年間の行政提案型協働事業として承認された、生物多様性推進協議会との保全活動を推進し、パネル展などの市民向けの啓発事業を行いました。 【みどり公園・水辺課】広報ひらつかで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。

(2)-2 里山を保全・再生します

●施策1 里山の保全・再生とふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 西部丘陵地域資源まちづくり支援	25	西部丘陵地域資源まちづくり支援事業	①東京農業大学地域再生研究部会の「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会の活動に参加します。 ②「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が開催するワークショップに参加します。 ③西部丘陵地域で活動する団体等から、地域活性化に関する講師の派遣依頼があった場合は、講師を派遣します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、計画どおりに事業実施等が出来ませんでした。	3	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、計画どおりに事業実施等が出来ませんでしたが、湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会と打ち合わせを行い、情報共有を図りました。
② 市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	26	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進		【環境保全課】 コロナ禍のため事業は計画どおりにはできませんでしたが、里山の維持管理は対応できました。	4	【環境保全課】 コロナ禍のため事業は計画どおりにはできませんでしたが、里山の維持管理は対応できました。
③ 里山の自然とのふれあいの促進	27	里山体験教室等の開催	【環境政策課】 夏休み子ども環境教室【里山編】を開催します。 【環境保全課】 里山保全モデル事業(7回)、市民・大学交流事業(3回)を開催します。	【環境政策課】 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響から、子ども環境教室【里山編】は開催中止としました。 【環境保全課】 里山保全モデル事業を4回(参加者38人)、市民大学交流を2回(参加者88人)実施しました。	—	【環境政策課】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業の中止を決定したため、やむを得ない理由と考えます。 【環境保全課】 コロナ禍のため事業は計画どおりにはできませんでしたが、里山の維持管理は対応できました。

(2)-3 水辺の自然を再生します

●施策1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 川や海の自然環境の保全と再生	28	水辺・海辺の市民活動の促進	神奈川県主催の湘南里川づくりクリーンキャンペーンの周知を行います。また、海岸の美化キャンペーンの支援を行います。	神奈川県主催の湘南里川づくりクリーンキャンペーンの周知は行いましたが、市民団体の海岸美化活動はコロナの影響で中止となったので、支援を行いませんでした。	3	湘南里川クリーンキャンペーンは周知を行うことができましたが、海岸美化活動の支援は実施できませんでした。
	29	海岸侵食対策の促進	「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づく、海岸管理者(神奈川県)による養浜事業を確認します。	海岸管理者による養浜事業を確認できました。	4	海岸管理者による養浜事業を確認いたしました。
	30	海底耕うんの実施	漁場の改善と廃棄物の状況を調査するため、海底耕うんの実施を支援します。	海底耕うんを行い漁場の状況と廃棄物の調査を行いました。	4	稚貝の生育状態の確認や廃棄物、海底のヘドロなどの確認ができました。
	31	桂川・相模川流域協議会への参加	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や同会の会報誌の配架や事業周知を行います。	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントの参加や事業周知をすることができました。	4	計画通り運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントの参加や事業周知をすることができました。
	32	金目川水害予防組合の活動の支援	令和3年度同様に、令和3年度も金目川の水害予防と沿岸耕地のかんがい用水の水源かん養のため、金目川の水源地である春嶽山を所有する金目川水害予防組合の管理運営費の一部を負担します。	金目川水害予防組合に負担金を補助し、所有地の管理費に充てられたことを確認しました。	4	負担金を満額補助し、管理運営費として充てられたことを確認しました。
	33	湘南里川づくりへの参加	住民協働の組織である湘南里川づくりみんなの会へ、行政幹事として参画します。	湘南里川づくりみんなの会の総会に1回、役員会に3回、行政幹事として参加しました。	4	いずれも書面開催でしたが、行政幹事として参加し、目標を達成しました。

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
② 川や海とのふれあいの促進	34	馬入水辺の楽校の運営に対する支援	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、参加者募集の記事を広報ひらつかに掲載します。また、平塚市HPのイベントカレンダーにイベントを掲載します。	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに掲載しました。	4	広報ひらつかで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。
	35	馬入花畑の整備	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を実施します。平塚地区環境対策協議会主催のチューリップ球根植栽イベントの支援を実施します。	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を実施しました。摘み取りイベントは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。	3	摘み取りイベントは中止となってしまいましたが、維持管理作業やチューリップ球根植栽イベントの支援を実施することができました。
	36	水辺の散策路の維持管理	自然観察路の除草委託、注意喚起看板等の維持管理などを実施します。	自然観察路の除草委託を実施しました。	4	計画通り例年実施している自然散策路除草委託をすることができました。
	37	河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化	【みどり公園・水辺課】引き続き、河川のアート活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援します。 【土木総務課】鈴川鯉のぼりまつりについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントを実施せず、鯉のぼりの掲揚のみを実施します。	【みどり公園・水辺課】河内川、洪田川のアート活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援しました。 【土木総務課】計画通り、鯉のぼりの掲揚のみを実施しました。	4	【みどり公園・水辺課】イベントはコロナ禍で中止になりましたが、河川のアート活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援しました。 【土木総務課】鯉のぼりの準備から終了まで遅延等なく行うことができました。
	38	都市漁村交流活動の支援	小学生の乗船体験や漁師による地どれ直売会のイベント支援を行います。	地元小学生が漁場や海上を漁船で回りました。また、沖合で漁師が捕った魚を直売するイベントの支援をしました。	4	漁場を船で回ったり、海上から陸地を見たり、地どれ魚を即日直売したり、海とふれあいを持ってもらえました。
	39	稚魚放流体験の実施	栽培漁業導入推進事業補助金としてヒラメなどの稚魚放流や栽培型漁業の調査研究に関する事業への支援補助を行うとともに地元小学生の体験実施を支援します。	荒天の影響により地元小学生の稚魚放流イベントは実施することができませんでした。	—	地元小学生の稚魚放流イベントは行えませんでした。ヒラメなどの稚魚放流は平塚漁協により実施を行いました。

(2)-4 農地を保全・活用します。

●施策1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 農業活性化の推進	40	担い手育成事業	農業経営改善計画認定推進活動を実施します。	更新対象の認定農業者に対し、電話にて更新時期である旨伝え、再認定につなげました。	4	更新対象者に対し、直接電話にて更新時期であることを知らせることは、再認定活動に効果的です。
	41	援農ボランティアの促進		新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、事業を休止しました。	—	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、事業を休止しました。
	42	農地の貸し借りの促進	新規利用権設定面積 ※年間目標8ha	14haの農地を新規に利用権設定しました。	5	目標以上の農地集積・集約を行うことができました。
	43	農業振興地域整備計画の推進	農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良な農地を保全します。	農振農用地区域の指定を継続しました。	4	農振農用地区域の指定を継続し、まとまりある優良農地を保全しました。
	44	有害鳥獣による農業被害対策の推進	イノシシの捕獲のためにくくり罠を設置します。また自主防除資材への補助を継続して実施します。	くくり罠を15基設置。自主防除資材購入経費の補助を76件行いました。	4	イノシシの捕獲のためにくくり罠を設置。また自主防除資材への補助を実施しました。
② 農業とのふれあいの促進 (都市農業理解の促進)	45	市民農園の利用促進		引き続き、市HPで空き区画情報の提供や広報ひらつかに利用者募集を掲載する等、利用率の向上に努めます。	4	引き続き、市HPで空き区画情報の提供や広報ひらつかに利用者募集を掲載する等、利用率の向上に努めます。
	46	花アグリとその周辺における農の拠点づくりの推進	農の体験・交流館の管理運営・広報活動を実施します。	大型市民農園施設(管理休憩施設・公的農園)の管理運営を行いました。また、米づくり体験は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため事業を休止しました。	—	市民農園の利用者に農業相談を行うなど、農業理解促進を図ることができました。また、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、米づくり体験は事業を休止しました。
	47	農業理解の促進		新型コロナウイルス感染症の影響で、各種イベントが中止となりました。	—	新型コロナウイルス感染症の影響で、各種イベントが中止となりました。
	48	農の多面的機能の支援	地域の共同活動による、農村環境の維持管理を推進します。	農業用施設の維持管理や、景観形成、生態系調査などの地域共同活動を推進しました。	4	複数の地域が共同で活動することで、地域同士の繋がりを深め、広域的な維持管理を行うことができました。
③ 地産地消の推進	49	地産地消の推進	【産業振興課】 セミナーにて各産業間の交流機会の創出し、地産地消を推進します。 【学校給食課】 地元農家が生産した新鮮な野菜、平塚漁港で水揚げされた魚や水産加工品等、地場産品の使用を推進します。	【産業振興課】 オンラインセミナーを実施し、各産業間の交流の場を創出することができました。 【学校給食課】 地場産野菜については、使用22品目で品目ベース37.3%の割合となりました。野菜以外の地場産品については、さば、シュモクザメ、しらす、釜揚げしらす、シイラ、ゆでカオリ麵、小松菜トマトパン、カオリ小麦パンを使用しました。	4	【産業振興課】コロナ禍で各業種に大きな影響が出る中、オンラインで交流の機会を創出することができました。更なる販路や地産地消について考えていきたいと思います。 【学校給食課】地場産品を使用できるシステムは定着してきましたが、割高であるとともに天候や作柄に左右されやすく、量の確保が難しいことがあります。
	50	地場産品の普及	湘南ひらつかふれあいマーケットを月1回開催します。また、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行います。	湘南ひらつかふれあいマーケットを月1回開催しました(年度中2回中止)。また、イベント出店やWEB広告媒体により、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行いました。	4	緊急事態宣言発令に伴い、8月および9月は、湘南ひらつかふれあいマーケットの開催を中止しました。また、例年名産品協議会が出店しているイベントが、新型コロナウイルス感染症の影響により多数中止になりました。

●施策2 環境に配慮した農業の推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 環境保全型農業の促進	51	環境保全型農業の促進	園芸用廃ビニールの適正な処理に対して支援を行います。環境保全型農業について、農業者に理解を求めるとともに、取り組む農業者には実績に応じ直接支援を行います。	園芸用廃ビニールの適正な処理による環境に配慮した農業生産を促進するため、廃棄処理事業の主体であるJA湘南に補助しました。	4	環境に配慮した農業生産を推進することができました。
② 家畜排せつ物の適正処理と活用の促進	52	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を補助します。	家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に係る費用の一部を補助しました。(8件)	4	施設の老朽化により、施設修繕等の必要性が高まっており、引き続き補助を行う必要があります。
③ 自然環境に配慮した農業基盤の整備	53	自然環境に配慮した農道・水路等の整備	環境に配慮した重機・資材の使用を推進し、自然環境に配慮した道水路の整備をします。	排出ガス対策型の重機や再生材の使用を推進しました。	4	環境に配慮した構造物を整備できました。

(3) 快適な都市環境を保全・創造します(都市環境分野)

3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります

●施策1 みどりのネットワークの形成

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 拠点となるみどりの確保	54	身近な公園整備の推進	既存の都市公園を適正に管理し、必要に応じて樹木等の補植を行います。	既存の都市公園の樹木が健全に生育できるよう整姿・剪定等を実施しました。	4	既存樹木の整姿・剪定等を行い、都市公園のみどりを保全することができました。
② みどりのつながりの確保	55	花とみどりのまちづくりの推進		目標どおり、40箇所に花苗を配布することができました。	4	目標どおり、40箇所に花苗を配布することができました。
	56	生垣の設置促進と良好な樹木等の保全	生垣の設置についてHP等で周知します。	生垣の設置についてHP等で周知しました。	—	生垣の設置についてHP等で周知しました。 ※令和2年3月31日付けで助成が終了したため、評価の対象から外しています。
	57	道路沿いの緑化	17箇所に苗木の提供を行います。	16箇所に苗木の提供を行うことができました。	4	新型コロナウイルスまん延のため、1団体が活動を辞退しました。
③ 市民や事業者による緑化活動の支援と促進	58	緑化に関する普及啓発の実施	新型コロナウイルスのため、第47回平塚市緑化まつりは中止になりました。令和4年度での開催を目指して準備をしています。	新型コロナウイルスのため、第47回平塚市緑化まつりは中止になりました。第47回平塚市緑化ポスター・標語コンクールを実施し、ポスター202点、標語544点の応募がありました。	3	新型コロナウイルスのため、第47回平塚市緑化まつりは中止になりました。緑化ポスター・標語コンクールは前回より応募数が減少しました。
	59	市民の緑化活動に対する支援	【緑化モデル団体】登録団体へ花配布(年2回) 【公園愛護会】 ・公園愛護会各団体へ交付金を交付 ・公園愛護会連絡協議会総会を書面にて開催 ・役員会の開催 ・会報の発行	【緑化モデル団体】登録団体へ花配布(年2回) 【公園愛護会】 ・159団体へ交付金交付 ・公園愛護会連絡協議会総会の書面開催 ・役員会の開催 ・会報の発行	4	【緑化モデル団体】登録団体へ花配布(年2回)を行いました。 【公園愛護会】159団体へ交付金を交付し、公園愛護会連絡協議会総会の書面開催、役員会の開催、会報の発行を行いました。
	60	事業所等における緑化の促進	まちづくり条例に基づき、事業所等における緑化促進に関する指導を実施します。	まちづくり条例に基づき、緑化指導を実施しました。(緑化計画書の提出は41件、その他にもできるだけ多くの緑地を確保するよう指導しました。)	4	指導の結果、40件の完了検査を行い、事業所等に新たな緑地が増加しました。

●施策2 さわやかで清潔なまちづくりの推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① さわやかで清潔なまちづくりの推進	61	美化推進モデル地区における取組の支援	地区からの依頼に基づき、清掃活動に係わる消耗品の提供やクリーンひらつか指導員を派遣し、美化活動の支援を行います。	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響から美化推進モデル地区の活動が縮小したため、クリーンひらつか指導員の派遣や清掃活動に係る物品等の提供は行いませんでした。	—	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえた結果であり、やむを得ない理由と考えます。
	62	清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	5月と11月にまちぐるみ大清掃を実施し、6月、7月、10月、12月の美化キャンペーンは規模を縮小し行います。	美化キャンペーンを縮小して実施することを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先に考え、5月のまちぐるみ大清掃は実施し、11月のまちぐるみ大清掃及びその他のキャンペーン活動は中止としました。	—	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえた結果であり、やむを得ない理由と考えます。
② ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進	63	野良猫による生活被害軽減策の実施	野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付します。野良猫問題が発生している地域で、地域猫活動など解決に向けた取組を促します。	オス213匹、メス297匹の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助しました。	4	市内の野良猫の不妊・去勢手術に対して補助金を交付するとともに、野良猫のトラブルがある自治会へ地域猫活動の説明を行うことで野良猫による生活被害軽減策を提案しました。
	64	飼い主への意識啓発	犬猫の譲渡会と犬の飼い主を対象としたマナー教室を開催します。	犬猫の譲渡会を実施するとともに動物愛護週間にパネル展を実施するなど啓発に取り組みました。	4	コロナ禍のため狂犬病予防の集合注射が中止でしたが、接種率確保のため動物病院での接種PRを実施しました。

●施策3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進	65	景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣や事務手続き等の支援を行います。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行います。	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣や事務手続き等の支援を行いました。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行いました。	4	景観計画や景観条例を、より一層周知するとともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動を推進するため、職員派遣などの支援を行いました。新型コロナウイルス感染防止のため、例年と内容を一部変更した市民団体の活動については、職員派遣は行いませんでしたが、事務手続き等の支援を行いました。また、公共空間の質の向上やまちの魅力を高める景観形成を誘導するため、建築物や工作物等に対して、景観ガイドラインや公共施設景観ガイドラインに基づき指導・助言を行いました。
	66	建築協定制度の導入促進	開発事業に対する事前相談時に制度のPRを実施するとともに、土地所有者への理解を得ながら住みよいまちづくりの促進を図ります。	開発事業に対する事前相談時やホームページにおいて建築協定制度についてのPRを行いました。また、制度を利用するような大規模な開発の事例はありませんでした。	4	開発事業の事前相談時やホームページにおいて建築協定制度についてのPRを行いました。
	67	屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	平塚市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について啓発・指導を行います。また、引き続き不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施します。除却協力員(MKO)との協力により、違反広告物の除却活動を実施します。	平塚市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を設置している事業者等に対して、広告物の適正な表示及び安全点検の実施について、通常業務の中で啓発指導を行いました。また、不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を随時実施しました。除却活動については、新型コロナウイルス感染症防止を考慮し、市民等との接触を避ける方針をとったため、対面形式での啓発活動及び指導を控えました。そのため、除却協力員にも協力いただいている毎年12月の「さわやかで清潔なクリーンキャンペーン活動」を中止したため、その代替として職員による除却活動を5日間行い、違反広告を237枚除却しました。	4	新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、ほぼ計画どおり屋外広告物を設置している事業者等に対して広告物の適正な表示及び安全点検の実施について、啓発・指導を行うとともに不適合物件への是正指導及び未申請物件の申請促進を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症防止の影響により、除却協力員(MKO)とは活動ができませんでしたが、除却活動の代替作業として職員のみで除却活動を行いました。
	68	花の名所づくり		11箇所を花の名所とすることができました。	4	11箇所を花の名所とすることができました。
② 平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用	69	平塚八景の活用	平塚八景を観光資源として活用するため様々な情報発信を行います。また、ハイキングコースなどの環境づくりを進めるため、危険箇所の修繕などを行います。	観光協会を通じて平塚八景の情報発信を行いました。また、ハイキングコースの施設の点検を行い、危険箇所等の修繕を行いました。	4	平塚八景は本市を紹介する貴重な観光資源として観光事業等で活用しています。また、快適・安全に多くの人を迎え入れるため、ハイキングコースの定期的な巡視などにより危険箇所の修繕などを行いました。
	70	歴史的・文化的資源の保存と活用	旧横浜ゴム平塚製造所記念館で指定管理による運営管理を実施し、民間の手法での活用事業やバラ等の維持管理の他、講座や音楽演奏会、同館利用団体による活動発表会等を実施し、保存・活用事業を進めていくとともに、自然と調和した景観のある施設づくりを行います。	令和3年度は、緑化まつり関連事業が新型コロナウイルス感染症防止のため中止となりましたが、その他例年開催している事業は、感染防止対策を徹底して実施しました。春のバラフェスタ(128人)をはじめ、セブテンバーコンサート(128人)や秋のバラフェスタ(148人)、利用団体による成果発表会を実施しました。また、令和3年度は、3月に市民・大学交流事業「考古学の世界」と相模人形芝居パネル展を実施し、市外からの来館者も多く、昨年度以上の利用促進に貢献できました。	5	利用者アンケートでは、文化財の維持・管理について高い評価を受けています。指定管理者による湘南を中心とした広域イベント(セブテンバーコンサート)への参加が市内外からの来訪者の増加につながっていますが、今後のさらなる活用のために多様なメディアの利用や市外団体との協働など広域周知の取組みが必要と考えます。
	71	社寺林や屋敷林など歴史ある緑の保全	条例に基づく保全樹等の保護事業を推進します。	保全樹管理者へ奨励金を交付しました。また、保全樹等の枯損や倒木を未然に防ぐため、樹木医診断を実施しました。	4	引き続き、枯損等が懸念される樹木の保護に向けた情報収集を行う必要があります。

(3)-2 環境共生型のまちをつくります

●施策1 環境共生モデル都市の形成

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① ツインシティの形成に向けた取組の推進	72	土地区画整理組合による土地区画整理事業並びに地域住民と連携したまちづくりの推進		土地区画整理事業の進捗率を上げることができました。	4	土地区画整理事業の進捗率を上げることができました。
	73	ツインシティの整備の推進	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティの整備を推進します。	関係機関と個別協議や調整を図り、ツインシティの整備を進めました。	4	関係機関と個別協議や調整を図り、ツインシティの整備を進めることができました。
	74	ツインシティにおける公共交通の利用促進の検討	相模川以西の公共交通ネットワーク形成に関する検討会等にて、関係機関と協議調整します。	関係機関と個別協議や調整を図ることで、公共交通の利用促進の検討を進めました。	4	関係機関と個別協議や調整を図ることで、公共交通の利用促進の検討を進めることができました。
	75	ツインシティにおける緑化の導入や推進の検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける緑化の導入や推進策を検討します。	立地企業等と個別協議や調整を図ることで、緑化の導入を進めました。	4	立地企業等と個別協議や調整を図ることで、緑化の導入を進めることができました。
	76	ツインシティにおける排水性舗装等の導入検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける排水性舗装等の導入を検討します。	関係機関と個別協議や調整を図ることで、排水性舗装等の導入を進めました。	4	関係機関と個別協議や調整を図ることで、排水性舗装等の導入を進めることができました。
	77	ツインシティにおける再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入検討	関係機関と協議や調整を図り、環境共生のまちづくりの実現に向けて、ツインシティにおける太陽光パネルなど再生可能エネルギーや家庭用燃料電池の導入を検討します。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入に対する補助制度を継続することで、ツインシティにおける再生可能エネルギー等の導入拡大を図ります。	立地企業等と個別協議や調整を図ることで太陽光パネルの導入を進めました。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入に対する補助制度を継続することで、ツインシティにおける再生可能エネルギー等の導入拡大を図りました。	4	立地企業等と個別協議や調整を図ることで太陽光パネルの導入を進めることができました。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入に対する補助制度を継続することで、ツインシティにおける再生可能エネルギー等の導入拡大を図ることができました。

●施策2 交通の円滑化の推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 交通による環境負荷の低減	78	バス交通の整備促進	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について情報収集等調査し、検討を行います。また、民間会社と連携した上屋の整備やバスマップの周知等に、バス事業者と協働で取り組みます。	神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について情報収集を行いました。また、スマートモビリティに関する情報収集を行いました。民間事業者及びバス事業者と上屋設置に向けた連携を図るため、問題の共有と解決に向けて協議を進めました。新たに中沢橋バス停付近に駐輪場を開設・供用開始しました。バス事業者と協働して、公共施設でのバスマップの配架を継続し、周知を図りました。	4	計画どおり事業を実施しました。
	79	道路の新設・改良	北金目真田線や真土金目線などの幹線道路の整備に取り組みます。	北金目真田線や真土金目線などの用地取得や整備工事を行いました。 (令和3年度実績:用地取得377m、整備延長345m)	4	北金目真田線や真土金目線の整備が進み、交通の円滑化を図ることができました。また、八幡愛甲線などの用地取得を進めています。
	80	鉄道交通の整備促進	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議の総会において、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係機関に要望活動を引き続き実施します。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議の部会等において、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、関係機関に要望活動を実施しました。	4	計画どおり事業を実施しました。
② 自転車の利用しやすいまちづくり	81	自転車通行帯の整備		平塚山下線など5路線の整備を行い、自転車の走行環境改善し、自転車の利用促進を図ることができました。	4	平塚山下線など5路線の整備を行い、自転車の走行環境改善し、自転車の利用促進を図ることができました。
	82	駐輪場の整備促進と民間自転車等駐車場整備への支援	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去徹底を実施します。また、駅南側の駐輪需要を踏まえ、平塚市まちづくり財団と駅南側駐輪場の改修・増設に向け協議します。	自転車等利用マナー向上の啓発事業を継続するとともに、放置自転車等の撤去を徹底しました。また、駅南側の既存駐輪場再整備スケジュールについて、公益財団法人平塚市まちづくり財団と協議しました。	4	計画どおり事業を実施しました。
③ 交通の分散と円滑化	83	新しい公共交通システムの検討	まちづくりの進捗を踏まえ、公共交通需要の把握に努めます。新たな公共交通の導入については、バス事業者と連携して、まずは物流施設の開業に併せた既存の路線バスの拡充を検討します。また、連節バスのルートは、道路管理者及び交通管理者と協議します。	まちづくりの進捗を踏まえ、公共交通需要を把握しました。新たな公共交通の導入について、商業施設の開業に併せた既存の路線バスの拡充についてバス事業者と協議しました。また、連節バスのルートについて、道路管理者および交通管理者と協議しました。	4	計画どおり事業を実施しました。

●施策3 ヒートアイランド対策の推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① ヒートアイランド対策の推進	84	建物等の緑化の促進	有効な建物等の緑化策について情報収集を行います。	建築物の壁面緑化等の有効な緑化策について情報収集をしました。	4	壁面緑化の製品の情報を集めて、緑化協議に活かしました。
	85	身近な公園整備の推進(再掲)	既存の都市公園を適正に管理し、必要に応じて樹木等の補植を行います。	既存の都市公園の樹木が健全に生育できるよう整姿・剪定等を実施しました。	4	既存樹木の整姿・剪定等を行い、都市公園のみどりを保全することができました。
	86	人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	クールシェアスポット登録施設等でグリーンカーテンを設置します。	八幡山の洋館にみどりのカーテンを設置するなど、壁面緑化に取り組みました。	4	八幡山の洋館にみどりのカーテンを設置するなど、壁面緑化等の普及啓発に取り組むことができました。
	87	クール・タウンの普及啓発の実施		令和3年度は、個人の部23作品(昨年度8作品)、教育機関等の部4作品(同4作品)、団体の部5作品(同6作品)の応募となりました。	3	令和4年度はみどりのカーテンづくり相談会を開催し、みどりのカーテンづくりを促進するとともに、すでにみどりのカーテンを設置している方向けのコンテストの周知も積極的に行っていきます。

(4)地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)

4-1 低炭素社会の実現に向けて取り組みます

●施策1 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度		
			計画	実績	評価
① 一般家庭や事業者への再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器等の導入促進	88	事業者の太陽光発電システム等の設置に対する支援	事業者が太陽光発電システム等を設置する場合に、費用に対する支援をします。	市内製造業に対し、平塚市企業立地促進補助金制度の周知を図りました。	4
	89	再生可能エネルギーに関する普及啓発の実施	ひらつか環境フェアで環境教室を開催します。イベント等において再生可能エネルギーに関する情報提供をします。	新型コロナウイルス感染症の影響で緑化まつりは中止となりました。ひらつか環境フェアについては、感染症対策のため規模を縮小して開催したため、パネル展示は中止となりました。	—
	90	省エネルギー機器等に関する普及促進の実施	市民団体や事業者等と協力し、イベント等の開催に合わせて、省エネ機器(燃料電池やコージェネレーション)等の情報提供を行います。	省エネ機器に関する状況提供については、パネル展が中止となったため実施することができませんでした。	—
② 新たな再生可能エネルギーの促進	91	地域資源を活用した新産業(波力発電関連分野)の創出	平塚波力発電所の稼働が年度末まで延長されたため、引き続き効率的な発電に向けた開発への協力とPRを行います。	平塚波力発電所の見学会や講演、TV取材対応、出版物への資料提供等を通じて、広くPRしました。また、ヤフー株式会社の企業版ふるさと納税を活用し、次の波力発電所のコンセプト実証など、効率的な発電に向けた開発を支援しました。	5

●施策2 くらしや事業活動における環境への配慮の促進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度		
			計画	実績	評価
① 環境に配慮したくらしの普及	92	日常生活における環境への配慮の取組の促進		令和3年度は小学校12,114枚、中学校6,333枚のリーフレットを配布しました。その結果小学生編に5,332人、中学生編に3,278人の合計8,610人が参加しました。(参加率は約46.6%) 一般家庭編については、今年度も環境省の「COOLCHOICE」個人賛同を周知するとともに、更に多くの市民が参加し易く、環境問題への関心を高める契機となることを目指し、湘南ベルマーレのホームタウンゲームにおいて来場者へのリーフレットの配付や大型ビジョンでの周知を行いました。また、新たな試みとしてe-kanagawa電子申請システムを用いて取組参加受付を行い、事業の電子化を図るとともに、ひらつかスターライトポイントアプリ内のお知らせ機能や市公式LINEにより事業周知の電子化にも取り組みました。結果1,018人から参加報告を受け、地球温暖化対策への関心と理解を高めることができました。	5
	93	電気自動車等に関する普及促進の実施	企業等と共同で電気自動車など、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。	ひらつか環境フェアにて電気自動車の給電デモンストレーション及びプロパイロットパーキング体験会を実施しました。	4

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 環境に配慮したくらしの普及	94	電気自動車の充電設備の設置	設備の保守管理を行い、年間を通して電気自動車用急速充電器が利用できる環境作りをします。市WEB等で周知を行い、市民に電気自動車用急速充電器の利用を促します。	設備の保守管理を行い、年間を通して電気自動車用急速充電器が利用できる環境作りを行い、令和3年度は、2,227件の利用がありました。市WEBで周知を行い、市民に電気自動車用急速充電器の利用を促しました。	4	設備の保守管理を行い、年間を通して電気自動車用急速充電器が利用できる環境作りをすることができました。市WEBで周知を行い、市民に電気自動車用急速充電器の利用を促すことができました。
	95	防犯街路灯のLED照明の使用	防犯効果を高めるため、基準に基づき、LED防犯街路灯を設置します。防犯街路灯を設置する際は、LED照明を設置することで、省エネ化を推進します。	LED防犯街路灯を45灯設置しました。	4	防犯街路灯の設置基準に基づき、地域の要望箇所にLED防犯街路灯を設置しました。
	96	道路照明灯のLED照明の使用	新規設置はLED照明設備を採用し、W数の小さい既設非LED照明については更新時にLED化をしていきます。	34機の既設照明設備をLED化することができました。	5	34機の既設照明設備をLED化することができました。
	97	雨水の有効活用の促進	雨水貯留槽の設置補助を実施し、雨水の有効利用を促進します。	雨水貯留槽購入費補助金 10基 浄化槽転用雨水貯留槽施設設置工事費補助金 0基	4	広報紙やHP、LINEやTwitterを利用したメッセージ配信等で制度を周知しました。雨水利用推進法で定められている国の財政上の措置等の動向を注視する必要があります。
	98	クール・タウンの普及啓発の実施(再掲)	みどりのカーテンコンテストを実施し、入賞作品を展示して、みどりのカーテンの普及促進を行います。【応募目標45件】	令和3年度は、個人の部23作品、教育機関等の部4作品、団体の部5作品の合計32件の応募となりました。	3	個人の部では前年度より応募が増加しましたが、教育機関等の部は同数、団体の部は減少となりました。令和4年度はみどりのカーテンづくり相談会を開催し、みどりのカーテンづくりを促進するとともに、すでにみどりのカーテンを設置している方向けのコンテストの周知も積極的に行っていきます。
	99	クールシェアスポットの紹介		令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じながら公共施設6施設をクールシェアスポットとし、家庭での電力需要が高まる夏季に涼しい場所で過ごすことを推奨しました。	3	令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じながら公共施設6施設をクールシェアスポットとし、家庭での電力需要が高まる夏季に涼しい場所で過ごすことを推奨しました。
	100	環境に配慮した電力契約の推進	環境関連イベント等で、環境に配慮した電力契約の推進を図ります。	環境に配慮した電力契約の推進について、市ホームページにて掲載し啓発しました。また、パネル展を実施しました。	4	啓発の場について、社会情勢に応じて今後検討する必要があります。
② 環境に配慮した事業活動の普及	101	ライトダウンキャンペーンの実施	市内の事業者や各家庭に一齐消灯を呼びかけ、事業に参加する事業者や各家庭を増やします。星空の観察も併せて呼びかけることで、光害(ひかりがい)の問題についても引き続き周知啓発を行います。	令和4年1月21日に市内の事業者一齐消灯を呼びかけ、市内20事業所等に協力宣言をしてもらいました。エコキャンドル作り教室の開催や、周知ポスターを市内の公共施設や事業所に掲示を依頼することで市民の参加を促しました。	4	市内の事業者、各家庭に一齐消灯を呼びかけるだけでなく、同日に星空の観察も併せて周知することで、取組に参加する動機づけを高めることや光害(ひかりがい)の問題を周知することができました。取組が市域全体に広がるように令和4年度以降も事業の周知啓発を継続して行います。
	102	建築に伴う環境負荷の低減	法令等に基づく指示等を実施します。	建築物省エネ法に基づく届出において、必要に応じて改善をするよう指導を行いました。	4	建築物省エネ法に基づく届け出において、基準に適合しない案件については適合するよう指導した結果、不十分な届出はありませんでした。

●施策3 市の事業活動における環境への配慮

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 市の事業活動における環境への配慮	103	ひらつかエコモードの取組の推進	電気使用量を令和元年度比で1.8%削減、CO2排出量を令和2年度比で2%削減、公用車の燃費実績の向上、ペーパーレス化の推進に取り組めます。	目標達成に向け、省エネルギー、省資源の取組などを継続的に推進しました。	3	新型コロナウイルス感染症の影響で、この2年間の庁内の電気使用量が通常時と異なることから、令和4年3月時点の予想では、電気使用量及びCO2排出量の削減目標を達成できないことが見込まれます。
	104	公共施設の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー、省エネ改修や、省エネ型機器の導入検討、推進	省エネ型機器に関する説明会や関係機関と協議を行い、導入方策について調査・研究を行います。	公共施設に、太陽光発電システム導入のための検討を行いました。また、みどり公園・水辺課にてLED化を進めました。	4	公共施設に、太陽光発電システム導入のための検討を行いました。また、みどり公園・水辺課にてLED化を進めました。
	105	ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	環境事業センターから余熱利用施設に熱供給をします。	環境事業センターから余熱利用施設に熱を供給しました。	4	計画通り、温水及び熱を供給しました。
	106	廃棄物発電	環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電します。	発電余剰分として25,538,160kWhの電力を売電しました。	4	環境事業センター運営事業者が発電余剰分を売電しました。
	107	公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進	環境評価項目の見直しや、電力の地産地消事業の継続により、環境配慮契約を引き続き推進します。	高圧受電施設については、電力調達に係る環境評価項目を満たす事業者の選定を行い、入札を実施するとともに、一部の施設は県の再エネ共同オークションに参加しました。低圧受電施設については、電力の地産地消事業に係るパートナー事業者を現行より安価になることを条件に選定しました。	4	高圧受電施設については、電力調達に係る環境評価項目を満たす事業者の選定を行い、入札を実施しましたが、電力料金の高騰により、落札価格に影響が出ています。低圧受電施設については、電力の地産地消事業に係るパートナー事業者を現行より安価になることを条件に選定しました。

(4)-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます

●施策1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 廃棄物の発生抑制・資源化の推進	108	家庭系ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発		市民一人当たりのごみ排出量:831g(速報値)	5	現在、県が集計中のため、確定は令和5年4月頃になる予定です。ごみの減量と呼び掛けるチラシの回覧等により、市民1人が1日に排出するごみの量の削減を推進しました。
	109	事業系ごみの排出ルールの徹底や事業者に対する指導		ごみの資源化率:25.5%(速報値)	4	現在、県が集計中のため、確定は令和5年4月頃になる予定です。事業系ごみの排出ルールの徹底や多量排出事業者に対するアンケート調査を実施し、ごみの減量化、資源化を推進しました。
	110	剪定枝の有効利用	市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことで剪定枝の資源化に努めます。	市民にごみの適正排出を啓発し、家庭系147トン、公共系586トン、合計733トンの剪定枝の戸別収集を実施しました。(令和4年2月実績値まで反映)	4	市民にごみの適正排出を啓発し、剪定枝の戸別収集を行うことにより、剪定枝の資源化に努めました。
	111	使用済小型電子機器等の資源化の促進	小型家電回収BOXによる回収に加え、民間の力を活用して不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)の資源化の促進に取り組むとともに不燃ごみとして出された使用済小型家電等(制度対象品目)の適正な選別収集の実施など、さらなる資源化のための施策を推進していきます。	小型家電回収BOXを各地区公民館など市関連施設(31施設)に設置して15トンを回収、また、民間委託をしている不燃ごみ収集運搬業務において、不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)を選別収集して32トン、合計47トンの小型家電を認定事業者に引き渡すことで資源化の促進に取り組みしました。	4	小型家電回収BOXによる回収に加え、民間の力を活用して不燃ごみに含まれる使用済小型電子機器等(制度対象品目)を選別収集することにより、資源化が促進されました。
	112	環境にやさしい店舗づくりの推進	市HPやごみ通信、キャンペーン活動等を通じて、ごみ減量化・資源化協力店のPRや利用促進に努めます。	ごみ減量化・資源化協力店に対しプラスチック資源循環促進法に関するアンケートを実施しました。また、市HPを通じて、協力店の利用促進に努めました。	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、キャンペーン等一部の活動が行われなかったことはやむを得ない理由と考えます。
② 廃棄物の適正処理の推進	113	焼却残さの資源化の推進	計画通り、ごみ焼却施設焼却残さを資源化します。	焼却残さを100%資源化しました。	4	計画通り、ごみ焼却施設焼却残さを資源化しました。
	114	広域的なごみ処理の推進	分別収集区分の統一に係るマニュアルを運用します。	マニュアルに基づいた分別収集について、適切な運用を行いました。	4	広域での分別収集について、適切な運用を行いました。

●施策2 不法投棄防止対策の推進

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 不法投棄防止対策の推進	115	不法投棄防止パトロールの実施	県との合同パトロールを4回と、随時のパトロールを実施します。	日常的に投棄されていた場所について、排出頻度及び排出量の減少が確認できました。また、新たに投棄される場所について認識ができ、対策を検討することができました。なお、県との合同パトロールは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、1回のみ実施しました。	—	新たに投棄される場所についての早期発見、早期対応ができました。また、県との合同パトロールは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、計画的に実施する必要があります。
	116	不法投棄防止に向けた普及啓発	県と協力しながら看板掲出等により適正排出を啓発します。	不法投棄防止のため、関係機関と協力しながら105枚の看板掲出等を行いました。また、新たなレイアウトの掲示物を作成し、普及啓発に活用しました。	4	関係機関と連携しながら、看板掲出等に努め、適正排出を啓発することができました。
	117	不法投棄物の追跡調査と回収	県、警察等関係機関と連携しながら、追跡調査に取り組みます。	関係機関と連携した追跡調査を13件取り組みました。	5	警察との意見交換等を継続的に行い、昨年度よりも追跡調査回数を増加することができました。

(5)市民・事業者等による環境保全活動を促進します(環境保全活動等)

5-1 環境教育・環境学習を推進します

●施策1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進	118	わかば環境ISOの推進		参加校・園数:57校・園	5	令和3年度はわかば環境ISOの取組がさらに広がるように事業の趣旨・目的を直接説明することで、新たに県立中等教育学校1校が取組に参加しました。 また、各学校・園での発達年齢段階に応じた取組の浸透により、環境教育への取組の充実を図りました。
	119	保育園における環境への取組の促進	緑のカーテンの設置や節水などに取り組みます。また、廃材を利用した作品を作るなど、環境配慮への取り組み及び啓発を行います。	節水・節電の呼びかけや廃材を利用した作品の製作、マチコミを利用した、掲示物のペーパーレス化は全園で取り組みました。緑のカーテンは、全8園中6園が取り組みました。また、ゴミの削減(使用済み封筒・菓子袋をゴミ袋として利用)(1園)、バケツコンポスターでたい肥作り(給食の野菜の皮を利用し、生ごみ削減)(1園)等を行いました。	4	全園で環境配慮への取り組みが浸透しています。引き続き運営に支障のない範囲で工夫して環境配慮に努めます。
② 学校などでの環境学習の支援	120	学校での出前教室等の開催	【環境政策課】 ひらつか環境ファンクラブと連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を開催します。さらに、令和3年度では、地球温暖化対策の一環として、みどりのカーテンづくり相談会を実施します。 【収集業務課】 小学4年生を対象に市内28校で実施します。(金目小学校五領ヶ台分校は、学校側の事情により実施しません。)	【環境政策課】 ひらつか環境ファンクラブと連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を開催します。さらに、令和3年度では、地球温暖化対策の一環として、みどりのカーテンづくり相談会を実施します。 【収集業務課】 28校(金目小学校五領ヶ台分校を除く)のうち、実施希望のあった21校(1,825人)で実施しました。また、当該年度はごみ収集車の見学を併せて行いました。 なお、新たな試みとして、公立保育園等を対象にごみ収集車見学会を開催し、9園のうち、実施希望のあった7園(400人)で実施しました。	5	【環境政策課】 ひらつか環境ファンクラブの連携して、環境・地球温暖化対策出前講座を14回、みどりのカーテンづくり相談会を1回開催しました。 【収集業務課】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施希望校が減少したものの、ごみ収集車の見学等新たな体験を行うことにより、理解を深めることができました。また、乳幼児向けの体験を新たに行うことにより、環境学習のきっかけとすることができました。
	121	環境学習教材や情報の提供	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しを実施します。また、ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」により、情報提供を行います。 【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を一部改訂し、市内小学3年生に配布します。	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しは0件でした。 ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」には、2,687件のアクセスがありました。 【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を一部改訂し、市内小学3年生に配布しました。	4	【環境政策課】 環境学習教材の貸し出しはありませんでした。 ウェブサイト「ひらつか環境学習ガイド」は内容を見直し、修正しました。なお、アクセス数は昨年度よりも減少しました。 【教育研究所】 「わたしたちの平塚」を市内小学3年生に予定数量配布しました。

●施策2 地域における環境教育・環境学習の充実

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 子どもを対象とした環境教室等の開催	122	子ども環境教室の開催(金目川生き物観察会は再掲)	こども環境教室(海岸編、里山編、エコキャンドル教室)を実施します。教室の内容の連続を避けるため、海岸編は、ビーチコーミング等の活動を検討します。	【里山編・金目川の生き物観察会・海岸編】 新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。 【エコキャンドル教室】 令和3年12月18日(土)に実施し、16名が参加しました。 【環境フェア】 令和3年7月18日(日)に実施し、小学生73名が参加しました。	—	こども環境教室については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。 なお、実施した教室では、ソーシャルディスタンス、マスクの着用及び人数制限の実施などの対策を取って実施することができました。
	123	環境ポスターコンクール等の実施	環境ポスターコンクールを実施します。	環境ポスター(303作品)の応募がありました。 市役所本館にて入賞作品の展示をしました。なお、新型コロナウイルス感染防止のため表彰式は中止となりました。	4	新型コロナウイルス感染症の影響で、表彰式を実施することはできませんでしたが、予定どおり事業を実施し、入賞作品展の展示や市HPへの掲載をすることができました。
	124	こども自然体験教室の開催	びわ青少年の家で、農作業や収穫物の加工・創作活動などを行う、こども自然体験教室(びわっ子クラブ)を会員32名で年9回開催します。	びわ青少年の家で、農作業や収穫物の加工・創作活動などを行う、こども自然体験教室(びわっ子クラブ)を会員32名で年11回開催しました。 ※うち、4回(7・11・12月)は、年間活動スケジュールに定める活動とは異なる「番外編(野菜収穫、焼芋、ピザ、土器作り)(任意参加)」として開催しました。	5	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部活動を中止、延期、規模を縮小して開催しました。また、「番外編」として、活動機会の確保に努め、年間スケジュールとして予定していた活動と合わせ、計11回開催しました。
② 幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進	125	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	地域の学習ニーズを把握し、地域の自然環境や地域人材・団体を活用した講座を行います。	波力発電施設や環境事業センターの見学会、生きもの観察会など地域のニーズに合わせた講座を実施した。(計14事業、参加者数延べ681人)	4	事業数は昨年度より増加し、新型コロナウイルスまん延防止策を取りながら開催できた。今後は環境関連講座を実施する公民館を増やしていきます。
	126	博物館における環境に関する講座等の開催	自然に関する講座や体験学習、自然観察などの行事を開催します。	自然教室を5回開催し、69人が参加しました。カタツムリの調査では、調査結果を博物館の研究報告に掲載・刊行しました。	4	開催できた行事では、参加者は昆虫などの観察や学習を通じて、身の周りの環境と生物の関わりを学び、野生生物への理解が促進されました。
	127	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施		出前講座開催回数:15回	5	市民団体に講座開催を積極的に促すことにより、環境・地球温暖化対策出前講座を開催することができました。目標回数よりも多く実施することができました。
	128	緑と水に関わるきっかけとなる体験学習の実施	馬入水辺の楽校での活動について、広報ひらつかや、市HPのイベントカレンダーに掲載することで、活動支援を行います。	馬入水辺の楽校のイベント周知のため、広報ひらつかに掲載しました。	4	広報ひらつかで馬入水辺の楽校でのイベントについて周知したことで、多くの市民にイベントの周知をすることができ、また、馬入水辺の楽校について知っていただく機会となりました。
③ 人材育成	129	環境保全に関わるリーダー等の養成	平塚市環境市民講座を開催します。環境保全団体の活動を紹介するパネル展示を実施します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、平塚市環境市民講座はオンライン形式で実施しました。なお、環境保全団体の活動を紹介するパネル展については、市役所本館多目的ホールが新型コロナウイルス感染症関連事業として使用するため中止となりました。	4	新型コロナウイルス感染症の影響で、感染症対策を講じるため、オンライン形式で事業を実施することができました。

(5)-2 市民等の取組や連携を支援します

●施策1 市民活動や企業の取組に対する支援

施策の内容	No.	個別施策	令和3年度			
			計画	実績	評価	評価の説明や課題等
① 市民の環境保全活動に対する支援	130	環境保全活動団体への支援	【環境政策課】市内の地区美化推進委員会に補助金を交付します。地区からの要請に基づき消耗品等の提供を行います。 【みどり公園・水辺課】 【公園愛護会】 ・公園愛護会各団体へ交付金を交付 ・公園愛護会連絡協議会総会を画面にて開催 ・役員会の開催 ・会報の発行	【環境政策課】市内の地区美化推進委員会に対し「美化運動推進事業補助金」を交付しました。 【みどり公園・水辺課】 【公園愛護会】 ・159団体へ交付金交付 ・公園愛護会連絡協議会総会の画面開催 ・役員会の開催 ・会報の発行	4	【環境政策課】各地区での活動は、新型コロナウイルス感染症の影響から総じて縮小を余儀なくされる結果となりました。 【みどり公園・水辺課】 【公園愛護会】 159団体へ交付金を交付し、公園愛護会連絡協議会総会の画面開催、役員会の開催、会報の発行を行いました。
	131	市民によるまちづくりの支援	まちづくり探偵団等の開催やスケッチ展の開催、景観まちづくりに関連する事業の紹介や景観パネル展を開催して、情報提供等を行うことにより、市民によるまちづくりを支援します。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、まちづくりわいわい塾、まちづくり探偵団は開催できませんでした。スケッチ展及び景観パネル展を開催し、景観まちづくりに関連する情報提供等を行い、市民によるまちづくりを支援しました。	3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、まちづくりわいわい塾、まちづくり探偵団は開催できませんでしたが、代替策として啓発パンフレットの作成について検討を進めました。また、新型コロナウイルス感染防止のため例年の内容と一部変更をしましたが、スケッチ展及び景観パネル展を開催し、景観に関する情報提供や啓発を行うことで市民によるまちづくりを支援しました。
② 環境にやさしい企業づくりの支援	132	環境に配慮した活動の推進	平塚地区環境対策協議会の活動を通じて、市内事業者の環境に配慮した活動を支援します。	平塚地区環境対策協議会の活動を通じて、市内事業者の環境に配慮した活動を支援しました。	4	平塚地区環境対策協議会の活動を通じて、市内事業者の環境に配慮した活動を支援しました。
	133	公害関係法令に関する情報提供	市HPでは、随時情報発信を行います。また、事業場立入時に、最新の情報をチラシ等で周知します。さらに、メールアドレス登録があった事業者に対し、環境法令に関する情報のメール配信を行います。	・市HPで法令改正や環境測定結果に関する情報を随時発信しました。 ・アスベスト規制の改正内容を周知するために企業説明会を開催しました。 ・県条例の手続きに関するお知らせ等の情報をメールで102事業所に配信しました。 ・解体工事現場の現地確認時に、アスベスト規制に関するチラシを配るとともに、規制内容の説明を行いました。	4	・市HPでは、押印廃止や法令改正に関する情報を随時発信しました。 ・大気汚染防止法、県条例のアスベスト関連の法令改正内容について、施工業者を対象に企業説明会を開催し、説明を行いました。 ・事業者メールアドレス登録を呼びかけ、登録があった事業所に法令改正に関する情報をメール配信しました。
③ 環境保全団体のネットワークづくりの促進	134	ひらつか環境ファンクラブの活動の促進		ひらつか環境ファンクラブ 団体会員数：29団体	4	ひらつか環境ファンクラブへの活動支援として、活動発表会等の実施を支援しました。

第4部

環境審議会評価

- 1 平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）
の進捗状況に係る点検結果
- 2 平塚市環境審議会委員名簿

平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度) の進行状況に係る点検結果

令和4年7月 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会では、令和3年度の平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)(以下、本計画)の進行状況に係る点検を行った。点検結果は、以下のとおりである。

1 分野別評価

	5	4	3	2	1	—	合計
① 生活環境分野	1	15	0	0	0	0	16
② 自然環境分野	1	27	3	0	0	6	37
③ 都市環境分野	1	28	2	0	0	3	34
④ 地球環境分野	5	18	4	0	0	3	30
⑤ 環境保全活動等	4	11	1	0	0	1	17
合計(評価)	12	99	10	0	0	13	134

評価・・・5、達成率100%超、目標を超える実績が得られた場合

4、達成率80%以上100%以下、目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合

3、達成率50%以上80%未満、概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合

2、達成率10%以上50%未満、あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合

1、達成率10%未満、目標値を著しく下回った場合、計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合

—、その他、方針を変更又は廃止した場合、未実施又は実績等がでておらず評価できない場合

2 計画全般に対する評価

平塚市環境基本計画前期事業計画(平成29年度～平成33年度)(以下、前期計画)の5年間の5年目となる令和3年度において、134個の個別施策のうち、評価「4」以上は111個となった。一方、評価が「3」以下は10個あり、課題解決に向けた検証を行うとともに改善に努める必要がある。

その中で、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、イベントなど集客して行う事業については通常通り実施できず、評価対象外とした施策が13個あった。ただし、昨年度と比べ、市民がふれあいながら環境について学べる機会を創出するため、時勢に合わせた実施方法を、市民団体や事業者と連携し工夫することで、実施することができるようになった事業が増加した。

また、本市は、山・川・海があり、恵まれた地域として、豊かさ自然が形成されている。それぞれは一連として繋がり、山の豊かさは川を通して、海の豊かさとなることから、一体として捉えた自然環境の保全、管理をしていただきたい。

さらに、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」により、清潔なまちづくりに向けて、市全体で取り組んでいるが、今後ごみの適正排出など、市民・事業者が継続して実施できるための周知、徹底が必要である。

なお、本計画は、令和4年3月に中間見直しを行ったところである。次年度からは後期事業計画に基づき、より一層の推進を図っていただくことを期待したい。

平塚市環境審議会委員名簿

【任 期 令和3年4月1日～令和5年3月31日】

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所属団体等
市 民 (公募委員)	石崎 哲男	
	小島 明子	
	山口 一薫	
	山口 洋子	
市 民 (団 体)	秋山 博	平塚市自治会連絡協議会
	柳川 三郎	ひらつか環境ファンクラブ
	齋藤 美代子	ひらつか環境ファンクラブ
	小宮 義雄	平塚市ごみ減量化推進員会
事業者	小倉 実治	平塚商工会議所
	近藤 修一	平塚地区環境対策協議会
	小宮 章裕	湘南農業協同組合
	府川 佳男	平塚市漁業協同組合
学識経験者	【会長】 室田 憲一	東海大学教養学部
	【副会長】 堀 久男	神奈川大学理学部
	坂本 広美	神奈川県環境科学センター

(令和5年3月時点)



第 5 部

資 料

- 1 平塚市環境基本条例
- 2 環境用語

平塚市環境基本条例

平成 10 年 12 月 16 日制定

私たちのまち平塚は、湘南の海をはじめとして、相模川や金目川などの大小河川、西部の丘陵や里山、さらには県下有数の田園地帯など豊かで身近な自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候や地理的歴史的特性とも相まって、商工業をはじめ農業、漁業などの様々な産業や文化が育まれるとともに、道路や公園などの都市基盤整備も進むなど、多様な産業と住みよい環境が調和した湘南の中核都市として発展してきました。

しかしながら、こうした都市化の進展に伴って、里山などの身近な自然が減少するとともに大気の汚染や廃棄物の増大などの都市生活型の環境問題も生じています。また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球環境に大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを教育や学習の場などを通じて深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。

このような認識の下に、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とした地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できる「環境共生都市」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識し、すべての日常活動及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、第22条に規定する平塚市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に積極的に配慮するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、里山、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、潤いと安らぎがある安全な都市環境の実現を図ること。

(4) 地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等

を市民等の参加の下に推進すること。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(行動計画の策定等)

第11条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 効果的推進のための施策

(市民等の意見を聴くための措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて市民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるように、教育機関等と協力し、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

(規制の措置等)

第16条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民又は事業者に対する適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、公害その他の環境保全上の支障の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるとともに、地球環境保全に資するため、国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、平塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

7 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第22条並びに附則第2項第2号及び第3項の規定は、平成11年1月1日から施行する。

(住みよい環境の確保に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)

(2) 住みよい環境の確保に関する審議会条例(昭和48年条例第32号)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

「住みよい環境の確保に関する審議委員」を「環境審議会委員」に改める。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に、「平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」を加える。

(緑化の推進および緑の保全に関する条例の一部改正)

5 緑化の推進および緑の保全に関する条例(昭和50年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)に基づき」を「平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」に改める。

(平塚市埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

6 平塚市埋立て等の規制に関する条例(平成10年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)」を「平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)」に改める。

環境用語

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組み。平塚市は平成12(2000)年2月に認証を取得、平成21(2009)年2月に返上した。マネジメントシステム規格にはいくつかの種類があり、ISO9000は品質マネジメントシステムに関する国際規格。

一酸化炭素(CO)

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺(まひ)させたり、貧血症を起こしたりする。

エコドライブ

急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転。

SDGs(Sustainable Development Goals)

平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月に、アメリカ・ニューヨーク国連本部で開催された、国連サミットにおいて、令和12(2030)年までの国際目標(持続可能な開発のための2030アジェンダ)として採択された、17の開発目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals」のこと。

NPO

Non-Profit Organization(民間非営利団体)の省略形で、ボランティアなどが行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動(宗教、政治、選挙活動を除く)を行う特定非営利活動法人(いわゆる NPO 法人)及び法人格をもたない団体のこと。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定している。

【か行】

ガスコージェネレーション

ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。他の化石燃料に比べ、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物の発生量が少ない都市ガスを用いて発電し、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するため、環境性や省エネ性に優れている。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができる。

環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境事業センター

平成25(2013)年10月に稼働した高効率ごみ焼却施設のこと。一般廃棄物の焼却熱を回収し高効率発電、余熱を施設内の給湯及び余熱利用施設の暖房、給湯に利用している。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画(UNEP)と国際連合の専門機関である世界気象機関(WMO)によって昭和63(1988)年に設立され、数年おきに発行される評価報告書(Assessment Report)は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。

GAP(農業生産工程管理)

GAP(Good Agricultural Practice)は、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

京都議定書

平成9(1997)年に京都で開かれた「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択され、平成17(2005)年に発効した。平成12(2000)年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定め、日本では、平成20(2008)～平成24(2012)年の間に温室効果ガスを平成2(1990)年比で6%削減することが求められた。排出枠(カーボンクレジット、炭素クレジット)を取引する仕組み(京都メカニズム)が定められ、自国の削減努力が及ばない部分についてはカーボンオフセットの取組による排出枠の確保や排出枠の購入で埋め合わせる形となっている。逆に排出枠が余れば、その分を売ることもできる。この仕組みにより、経済成長と温室効果ガス排出削減の両立が図られた。

クリーンエネルギー自動車

ガソリンや軽油といった石油系の燃料を他の燃料(天然ガス、メタノール、水素など)や電気に替え、有害な排ガスを減らした自動車。二酸化炭素の排出も削減される。

COOL CHOICE

国が進める国民運動で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す取組のこと。

光化学オキシダント(Ox)

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応(光化学反応)を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートの光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に強い太陽の紫外線が当たって、化学変化を起こして生ずるスモッグ。健康に影響を及ぼすことがある。その発生は気象条件に強く左右され、晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすい。

公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ(大部分が暗きょ)で排し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

小型焼却炉

一般的には処理能力が1時間あたり200kg 未満の焼却炉のこと。

コージェネレーション

電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーも供給する仕組み。熱利用効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ないなどの特徴がある。

ごみ学級

平塚市が実施している小学校4年生を対象とした授業。環境事業センターで行っている。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

里山

人里近くの二次林(雑木林)を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

市民農園

都市の住民がレクリエーションなどの営利以外の目的で、野菜や花を育てるための小面積の農地のこと。

循環型社会

資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた社会。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境その

ものを保全することが重要であると考えられている。生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」[平成12(2000)年1月15日施行]により、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温(800℃以上)ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。

炭化水素(HC)

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっている。

地下水汚染

工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等28項目が定められている。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

平成10(1998)年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定められました。平成28(2016)年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。

地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議、リオサミット)

平成4(1992)年にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ

宣言(リオ宣言)」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が合意された。

窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素と二酸化窒素であり、発生源で発生する窒素酸化物は大部分が一酸化窒素であり、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。窒素酸化物は、人の健康に影響を与える。特に二酸化窒素は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

低炭素社会

地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出を抑える社会のこと。

土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壤が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壤の汚染という。土壤の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等29項目が定められている。

【な行】

二酸化硫黄(SO₂)

硫黄酸化物の一種。硫黄酸化物は、工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SO_xと略称され、二酸化硫黄の他、三酸化硫黄、硫酸ミストなどが含まれる。二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」[昭和43(1968)年]では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

二酸化窒素(NO₂)

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。

燃料電池

水素と空気中の酸素との化学反応で電力を取り出す仕組み。原理的には、水素と酸素から水が生成され、有害物が排出されない。

【は行】

バイオマス

生物資源(バイオ)と量(マス)を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料を除く)の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食用油など植物性の油が

ら精製される燃料を BDF(バイオディーゼル燃料)という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいうと定義されている。(「廃棄物処理法第2条」)廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

排出係数

燃料・エネルギー消費量や水道使用量等の固有の単位(キログラム、リットル、立方メートルなど)や発熱量あたりの二酸化炭素排出量を示したもの。

パリ協定

平成27(2015)年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

PRTR(環境汚染物質排出・移動登録: Pollutant Release and Transfer Register)

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECD は平成8(1996)年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11(1999)年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が公布された。

平成13(2001)年4月から、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成14(2002)年4月からは都道府県を経由し、国への届出義務が生じている。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BOD の高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

ヒートポンプ

熱媒体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。冷熱を得るほぼ唯一の手段であることに加え、温熱を得るにも効率が高いなどの特徴があり、冷凍冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ式給湯器等に用いられる。

ひらつか CO₂CO₂ プラン

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」の一つである二酸化炭素を、普段の生活の中で減らすために、平塚市が提案する市民行動プラン。

平塚八景

豊かな自然や歴史的・文化的建造物など、平塚市のシンボルとして親しまれてきた代表的な景観。「平塚砂丘の夕映え」「金目川と観音堂」「湘南平」「森の前鳥神社」「霧降りの滝・松岩寺」「八幡山公園」「湘南潮来」「七国峠・遠藤原」の八つがある。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が0.0025mm 以下の微細な粒子の総称である。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由来の粒子の比率が高いといわれている。呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。

浮遊粒子状物質

すず、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が10μm 以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

分散型電源

電力需要地の近くに分散して配置される小規模な電源。太陽光等の再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、水素を利用する燃料電池等がある。これに対して、需要地から離れた場所にある大規模な原子力発電、火力発電や水力発電などを集中型電源と呼ぶ。

【ま行】

水辺の楽校

河川を身近な環境学習の場として活用する国土交通省の事業。子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境が豊かで安全な水辺の創出を理念としており、市内では「馬入水辺の楽校」が実施されている。

【や行】

有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成8(1996)年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の 23 物質が定められている。

【わ行】

わかば環境 ISO

園児、児童、生徒及び教職員等が、環境にやさしい教育活動の方針を掲げ、それぞれの役割分担や取り組むメニュー等を決め、環境 ISO の基本であるP(PLAN=計画)、D(DO=実行)、C(CHECK=記録・確認)、A(ACT=見直し)を実践する平塚市独自の制度。自分と身近な人々、自分を取り巻く社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、環境の大切さを知るとともに自らの生活を振り返ることで、環境保全に対し前向きに取り組む姿勢を育むことを目指している。

ひらつかの環境

(令和3年度 環境年次報告書)

令和5年3月

発 行 平塚市環境部環境政策課

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

TEL 0463-23-1111 内線2238/2120

FAX 0463-21-9603
